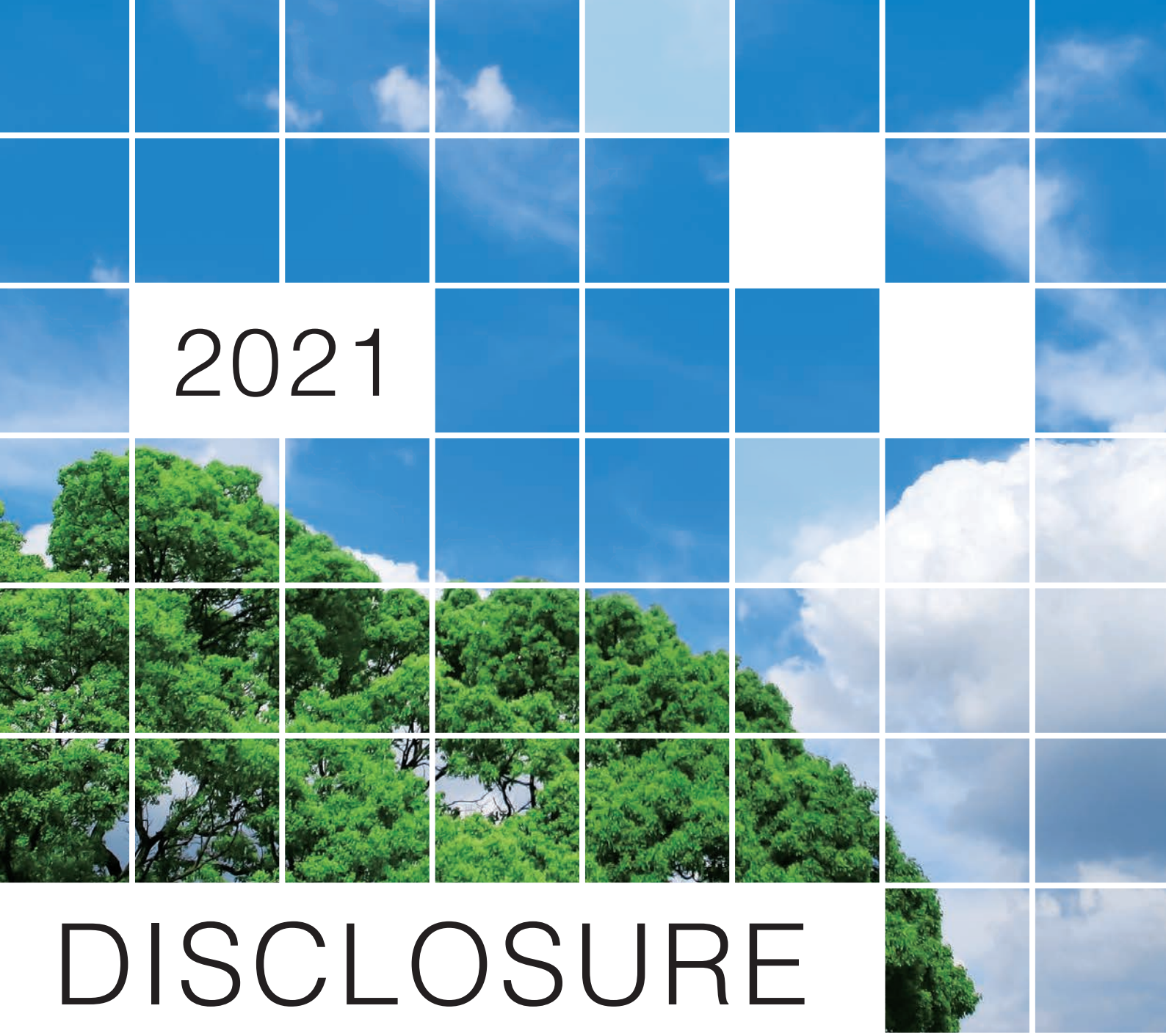

2021

DISCLOSURE

2021年　ディスクロージャー誌

地域と共に、みらいを育むパートナー

ぐんまみらい信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和2年度第9期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

さて、私ども ぐんまみらい信用組合は、平成30年9月に公表した「第3期経営強化計画（平成30年4月～令和3年3月）」に基づき、中小規模事業者をはじめとする地域の皆様へ安定的かつ円滑な資金供給を行うために、積極的な融資推進を中心とした様々な施策を同計画に掲げ役職員一丸となって取り組んでまいりました。

地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない信用組合であり続けたいと考えております。

今後とも、一層のご支援、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

ぐんまみらい信用組合
理事長　　八髙　武

令和2年度　経営環境・事業概況

国内景気は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、政府が緊急事態宣言を一部の都府県で再発出し、経済活動は未だに大きく制約を受けています。外出自粛や時間の制約を通じて市場機能の多くが制限されており、国内・海外の需要回復も不透明な状況です。国内の消費動向は一部で巣ごもり要因（家庭耐久消費財、生鮮食品、ネット環境整備等）は回復を見せるも、全般的には生活制限が景気回復の重石となっている状況です。また、わが国では予防ワクチン普及が遅れていることから、個人・法人企業規模を問わず社会経済活動が停滞し、国内経済を下押しています。県内の個人消費も、新型コロナウイルス感染症の影響から消費マインドは、飲食業の時間短縮・大規模イベント等の自粛により回復までには至っておりません。これらの影響により足下で減産や生産調整の動きが出ております。

当組合の主要な取引先である中小規模事業者においては、依然として景気回復を実感できずにいますが、当組合においても、貸出金残高は増加するも貸出金利については極めて低い水準で推移しており、収益環境は依然として厳しい状況です。

第9期（令和2年度）は第3期経営強化計画の3年目にあたり、同計画に掲げる下記の諸施策の実現に向け、役職員一丸となって取り組みました。

①営業推進体制の強化による貸出の増強
　・営業推進管理体系の再構築（3部会制の導入 、地域性や店舗の特性を踏まえた体制）
　・人材育成と活用（金融仲介機能発揮の観点による職員の育成、本部職員による営業店支援要員の育成）
②経営効率化への対応
　・生産性向上のための施策（店舗運営コストの見直し、戦略的な人員配置と人件費の圧縮）
　・事務の効率化（本部集中による効率化、機械化等による効率化）
③信用コスト削減のための取組強化
④経営強化計画の確実な履行体制構築
⑤コンサルティング機能の発揮・強化

この結果、預金積金残高は、景気後退の影響から年金を中心に歩留まり率が上昇したことや新型コロナ感染症対策資金の滞留により3,126百万円の増加となりました。貸出金残高についても、中小規模事業者向けに新型コロナ対応資金を推進したことから7,439百万円の増加となりました。

損益については、第3期経営強化計画に基づき、システム投資による業務の効率化や経費支出見直しによる物件費の削減などにより本業を示す「コア業務純益」につきましては、前期比52百万円増加の573百万円となりました。また、将来の業績悪化が懸念される貸出先の信用コストとして厳格な貸倒引当てなどを行った結果、当期純利益は99百万円となりました。しかしながら普通出資金の配当原資を確保するまでには至らず、当期は優先出資金への一部配当のみを実施し、普通出資は見送りとさせていただきます。

第4期経営強化計画がスタートすることから新計画を確実に履行し完全復配に向け邁進する所存ですので何卒ご理解のほどお願い申しあげます。

事業方針

基本理念

1. 繁栄する地域社会
私たちは、地域の皆様や中小零細企業のためにきめ細かな金融サービスを通じて、地域経済の発展に貢献します。

2. 幸福なる人
私たちは、地域の皆様とのふれあいを大切に、地域の明日を見つめ人々の夢と希望の実現を願い、豊かさの創造に貢献します。

3. 信頼される「ぐんまみらい信用組合」
私たちは、常に心をひとつにし、信頼と期待に応えるべく、積極的に考え、柔軟に行動します。

経営方針

ぐんまみらい信用組合は、協同組織金融機関として、相互扶助の基本に立ち返り組合員（お客）さまとの絆を一段と強め、地域社会から信頼され必要とされる信用組合を目指します。

● 地域と共に
①組合員（お客）様第一主義の追求
②地域密着型金融の推進

● 健全経営・体質強化
①自己資本の充実
②コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の整備強化

● 魅力ある人材作り
①人材教育
②意欲と生きがいのある職場

事業の組織

（令和3年6月24日現在）

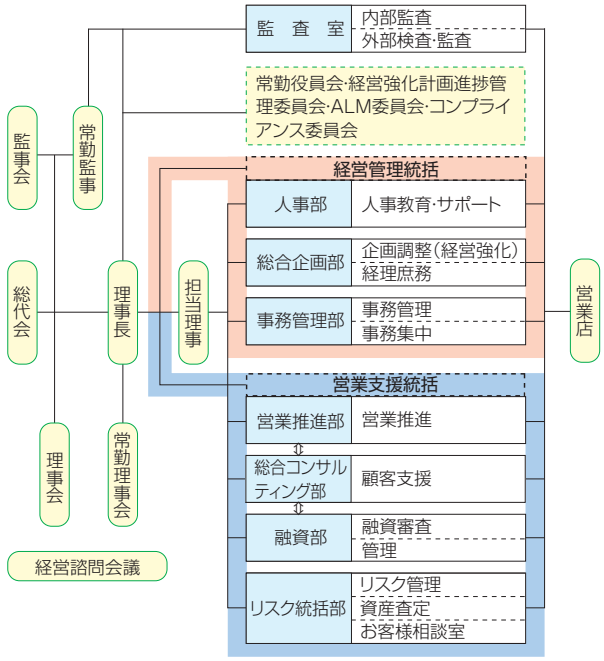

役員一覧

（令和3年6月24日現在）

理 事 長／八髙　武
専務理事／吉野　健（※）
常務理事／新井　伸章
常勤理事／多胡　忠浩
常勤理事／高橋　茂信
理　事／新井　壽（※）
理　事／岡田　和夫（※）
理　事／金子　正元（※）
理　事／齋藤　修（※）
理　事／神保　益夫（※）
理　事／布施　光一（※）
常勤監事／大野　米雄
監　事／小澤　松雄
監　事／松島　孝三
監事・員外監事／中井　英明

（注）当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

（令和3年6月末現在）

翠星監査法人

当組合のあゆみ

■昭和28年12月25日／境信用組合として設立認可
■昭和35年 7月22日／東群馬信用組合に名称変更
尾島支店認可（尾島町大字尾島443）
■昭和38年11月14日／本店（現：東群馬営業部）の事務所を境町大字境315の5に移転
■昭和38年12月 7日／宝泉支店認可（太田市大字藤久良51の1）
■昭和41年 8月29日／尾島支店の事務所を尾島町大字阿久津104の1に移転
宝泉支店の事務所を太田市大字藤久良2の1に移転し、名称を太田宝泉支店に変更
■昭和43年 5月 1日／住宅金融公庫（現：住宅金融支援機構）代理店となる
■昭和43年12月25日／国民金融公庫（現：日本政策金融公庫）代理店となる
■昭和44年 4月 1日／全国信用協同組合連合会代理店となる
■昭和47年 7月 1日／環境衛生金融公庫（現：日本政策金融公庫）代理店となる
■昭和48年 8月22日／新田支店認可（新田町大字木崎930の4）
■昭和51年 8月　／自営オンライン稼働
■昭和51年 8月25日／高林支店認可（太田市大字東矢島449の1）
■昭和54年11月20日／伊勢崎支店認可（伊勢崎市大字下植木町39番地）
■平成 5年 9月16日／本店（現：東群馬営業部）、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成5年10月1日）
■平成 6年 3月17日／尾島支店、太田宝泉支店、新田支店、伊勢崎支店、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成6年4月1日）
■平成 6年 9月21日／高林支店、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成6年10月1日）
■平成17年10月17日／信組共同センター（SKC）へ加盟
■平成19年 2月19日／損害保険窓販業務取扱い開始
■平成20年10月 1日／生命保険窓販業務取扱い開始
■平成24年 3月30日／かみつけ信用組合との合併基本合意
■平成24年11月16日／登録金融機関業務の登録
■平成24年11月26日／かみつけ信用組合と合併し、ぐんまみらい信用組合に名称変更
本店、日本銀行歳入復代理店となる（取扱開始日平成24年11月26日）
■平成27年 9月 8日／「富士見商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
■平成27年11月24日／北橘支店を「赤城支店北橘出張所」に、種類変更及び名称変更
■平成29年 6月20日／群馬県内金融機関と「大規模災害発生時の相互支援に関する協定書」を締結
■平成29年10月19日／「しぶかわ商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
■平成30年 1月19日／「太田市新田商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
■平成30年 2月27日／第一勧業信用組合とぐんまみらい信用組合との「連携協力に関する協定書」を締結
■平成30年 3月 8日／「群馬県信用保証協会とぐんまみらい信用組合との中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結
■平成30年 6月 4日／伊香保支店、前橋北支店を「預金特化型店舗」に変更
■平成30年 6月11日／原町支店、鬼石支店を「預金特化型店舗」に変更
■平成30年 8月27日／赤城支店、前橋支店、吉井支店を「預金特化型店舗」に変更
■平成30年 9月 3日／「移動金融車（鶴まう号）」サービス開始
■平成30年 9月 3日／藪塚支店、箕郷支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
■平成30年11月 3日／館林支店、北軽井沢支店、倉渕支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
■令和元年10月 1日／伊香保支店、赤城支店、赤城支店北橘出張所、鬼石支店の業務取扱時間の変更（お昼休みの導入）
■令和元年10月31日／「群馬伊勢崎商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
■令和元年12月 2日／原町支店、前橋支店、前橋北支店、吉井支店の業務取扱時間の変更（お昼休みの導入）
■令和 2年 3月10日／「高崎商工会議所とぐんまみらい信用組合との包括提携・協力に関する協定書」を締結
■令和 3年 4月 1日／SDGs宣言

組合員の推移

（単位：人）

区　分	令和元年度末	令和2年度末
個　人	74,921	73,581
法　人	6,160	6,174
合　計	**81,081**	**79,755**

地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けて

ぐんまみらい信用組合ＳＤＧｓ宣言

当組合は、『繁栄する地域社会』、『幸福なる人』、『信頼される「ぐんまみらい信用組合」』を基本理念に掲げ、協同組織金融機関として相互扶助の基本に立ち返り組合員の皆様との絆を一段と強め、地域社会から信頼され必要とされる信用組合を目指して、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っております。

その取り組みは、国連が提唱する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と理念を同じくするものと考え、ＳＤＧｓ宣言をいたします。

ＳＤＧｓ（エスディージーズとは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」です。
「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17分野の目標から構成されています。

ぐんまみらいのＳＤＧｓに関する取り組み

地域経済活性化への取り組み

- 地域経済団体（商工会議所、商工会）との連携による各種セミナーの開催
- ビジネスマッチングによる販路開拓支援
- ＳＤＧｓの視点を踏まえた事業性評価による提案セールスの実施
- クラウドファンディングを活用した事業者支援
- 専門学校、人材会社との連携による外国人材の就職支援
- 職域提携企業の福利厚生を目的とした提携ローンの推進
- 「みらい倶楽部」による次世代経営者の育成

みらい倶楽部練成講座

MOTTAINAIもっと

地域社会への貢献

- 移動金融車「鶴まう号」による遠隔地への金融サービスの維持提供
- ＳＮＳ（インスタグラム・フェイスブック）による情報配信
- しんくみピーターパンカードによる子どもたちの健全育成支援
- 高齢者向けサービスの提供（年金相談会開催、年金定期預金の取扱い）
- ザスパクサツ群馬とのオフィシャルパートナー契約によるスポーツ振興
- 役職員による地域行事への積極的な参加
- 特殊詐欺、振り込め詐欺の未然防止の呼びかけ

前橋桂萱
こども食堂へ寄付
（ピーターパンカード）

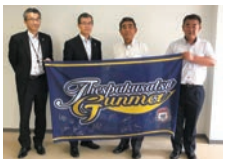

「ザスパクサツ群馬」との
オフィシャルパートナー契約調印

環境保全への取り組み

- タブレットを活用した営業活動によるペーパーレス化の推進
- 再生可能エネルギー、クリーンエネルギー融資への取り組み
- しんくみの日における活動（清掃活動、献血活動、花の種配り）
- 「花いっぱい運動」による地域の美化と環境整備への取り組み
- クールビズや省エネ活動による地球温暖化防止運動の実施
- ＢＣＰ（業務継続計画）の運用による災害、感染症への対策
- 全営業店へのＡＥＤの設置

しんくみの日

移動金融車

人材育成の取り組み

【職員のスキルアップ】

- ＯＪＴの積極的な取り組み
- 自己啓発の支援（資格取得奨励制度の実施）
- プロセス評価によるチャレンジする人材の育成

【働き方改革】

- 女性職員の活躍推進（群馬県いきいきＧカンパニーゴールド認証取得）
- 時間外勤務削減や有給休暇の取得しやすい職場づくり
- 多様な人材が活躍できる環境の整備（障がい者雇用やシニア人材の活用）

階層別研修

新入職員研修

総代会について

総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することが出来ます。

しかし、当組合は、組合員数79,755人（令和3年3月末）と多く、総会の開催が事実上困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われると共に、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでいます。

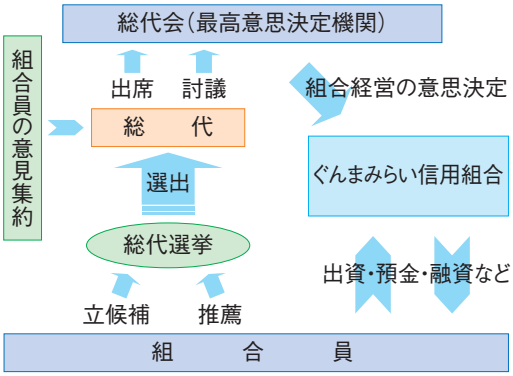

総代の選出方法、任期、定数 等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層のなかから、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

（1）総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙を行っていません。

（2）総代の任期・定数

総代の任期は3年となっています。なお、当組合は営業地域を7つの地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上185人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数に比例した割合で決められています。（現状の地区別定数は令和元年8月31日現在の組合員数が基準となっています。）

総代会の決議事項等の議事概要

第9期通常総代会が、令和3年6月24日、Gメッセ群馬（高崎市）にて開催され、全議案が原案のとおり可決・承認されました。

報告事項

第9期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告
第9期（令和3年3月31日現在）貸借対照表
第9期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）損益計算書

決議事項

第1号議案　第9期剰余金処分案承認の件
第2号議案　第10期（令和4年3月期）事業計画・収支予算案承認の件
第3号議案　組合員除名に関する件
第4号議案　定款一部変更に関する件
第5号議案　理事選任の件
第6号議案　監事選任の件

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

令和3年6月24日現在

選挙区			総代氏名（敬称略、順不同）
第1区	中之条支店・草津温泉支店・長野原支店・嬬恋支店・原町支店・北軽井沢支店 以上、6店舗の所轄地域	総代定数　23名 総代数　23名	飯塚　久志③　石井　敬浩③　田村　徹③　田村　亮一③　都筑　覚実③　都筑　秀雄③　町田　護③ 安斉　文弥③　黒岩　政之③　小藤　昭次①　水出　文夫③　豊田　幹雄②　吉澤　孝②　割田　伸男② 黒岩　繁一③　佐藤今朝司①　山﨑　重男③　渡辺　栄志③　池原　純③　富澤　通之②　宮﨑　通③ 池上　一義③　久保　治①
第2区	渋川中央営業部・伊香保支店・沼田支店・子持支店・赤城支店 以上、5店舗の所轄地域	総代定数　18名 総代数　18名	小此木　功③　清水　敏晶②　須田　誠一③　羽鳥　智充③　茂木　弘伸③　木村　幸久②　松本　好司③ 大島　崇行③　中林　寿緒③　原澤　芳明③　山宮　敏夫③　青木　圀衛①　飯塚　順一②　埴田彦一郎③ 佐藤本位田③　狩野　重雄③　狩野　哲也②　田子　文明②
第3区	吉岡支店・前橋支店・前橋北支店・総社支店 以上、4店舗の所轄地域	総代定数　13名 総代数　13名	筑井　豊広③　堤　隆雄③　星野　立明①　森田　均③　小野　和通①　ぐんま共済協同組合③ 駒井喜美男②　市村　実③　奈良　力男②　新井　孝③　石田　和彦①　大武　仁作③　綿引　貴③
第4区	本店・箕郷支店・沖支店・群南支店・倉渕支店・群馬町支店 以上、6店舗の所轄地域	総代定数　23名 総代数　23名	泉　純平②　金井　雅春③　北形　信也③　藤澤潤一郎②　㈱みらい保険サービス③　石川　徹③ 岡田　守③　関口　功③　五十嵐貞雄①　大熊　章之②　富澤　健一③　大河原隆盛③　唐沢　美好③ 川鍋　太志③　岸　敏弘③　黒岩　紀男③　小塚　洋③　堀口　俊雄③　吉川　亨③　追川　徳信③ 関　正③　坂本　興一③　田中　房彦③
第5区	新町支店・藤岡支店・吉井支店・鬼石支店 以上、4店舗の所轄地域	総代定数　19名 総代数　19名	相原　武③　佐藤　信裕③　髙瀬　忠尚③　原田　俊一③　森地　明正③　赤尾　和基③　神田　雄司② 桑原　良夫③　小坂裕一郎③　小手澤　治③　清水　純男③　清水　忠志②　中野　慶一③　富岡　直博③ 宮澤　展彦②　吉井　晋③　石田　房嗣③　新田　元大③　貫井　昌③
第6区	東群馬営業部・伊勢崎支店・玉村支店 以上、3店舗の所轄地域	総代定数　18名 総代数　16名	赤石　光政③　大島万津夫③　梶山　明久③　齋藤　博③　常見　信雄③　橋本　公章③　原　邦昭③ 相沢　英男③　飯島　政樹②　大澤　廣③　大貫　幸男③　柏井　喜市③　櫻井　守③　長谷川永一③ 森田　耕一②　渡邉　規雅②
第7区	尾島支店・太田宝泉支店・新田支店・高林支店・館林支店・藪塚支店・大間々支店 以上、7店舗の所轄地域	総代定数　36名 総代数　36名	新井　毅③　新井　尚孝③　内田　知直③　岸田　進之③　久保田佳裕③　茂木　正己③　霜田　雅行③ 栗林　盛男③　栗原　廣良③　栗原　陽③　清水　春雄③　竹川　良之③　椿　和雄③　長山　博③ 半田　重夫③　持田　公美③　岩崎　浩③　荻原　丈始③　鈴木　和己③　服部　昇③　舟田　正治③ 山中　利広③　青谷　輝夫③　赤澤　一真②　慶野　嘉一③　小林　武朔③　須田　功③　野口　斌之③ 原口　仁③　石川　長司②　大野　修司②　長坂　正信③　古川　正二③　小林　宗治①　須永　和義② 星野　幸男③
合　計	総代定数　150名	総代数　148名	

（注）1.氏名・会社名の後に就任回数を記載しています。
2.氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「****」と表示しています。

総代の属性別構成比

令和3年6月24日現在

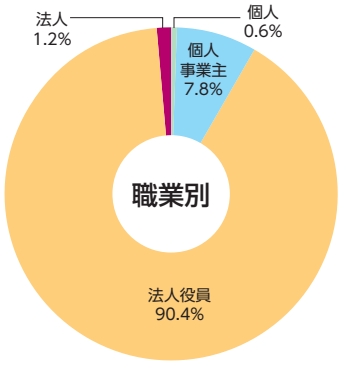

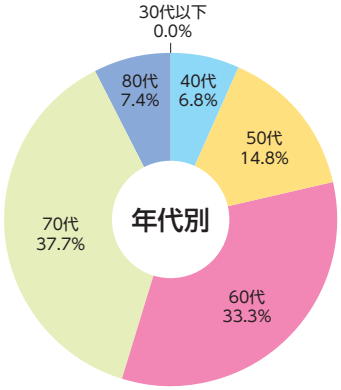

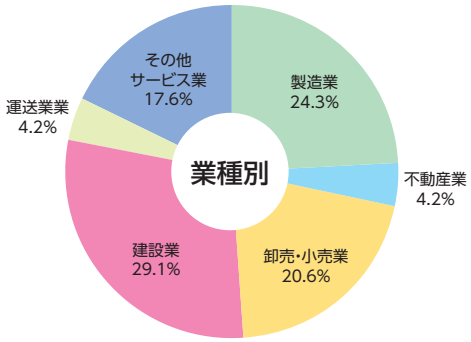

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

地区別懇談会の開催

令和2年11月9日(月)から3会場において、地区総代懇談会を開催しました。
令和2年9月末仮決算の状況および業務運営などについて説明させていただき、理解いただくとともに、各地区の総代と意見交換を行いました。
今回は総代148名中94名のご参加を頂き、経営に関することなど、活発な意見交換が行われました。

第1区　地区総代懇談会

日　時　令和2年11月13日14時30分より
場　所　バイテック文化ホール
出席者　総代11名

第2区～第5区　地区総代懇談会

日　時　令和2年11月16日10時30分より
場　所　Gメッセ群馬
出席者　総代53名

第6区、第7区　地区総代懇談会

日　時　令和2年11月9日14時30分より
場　所　最高の一日
出席者　総代30名

組合員・総代からの主な意見・要望例

主な意見・要望等	質　問	新型コロナ感染症の影響で、みらい倶楽部の活動ができない状況にありますが、他の営業店のみらい倶楽部の活動状況についてお伺いします。また、何か参考になる活動をされているようであればあわせてお聞かせ頂きたい。
	回　答	新型コロナ感染症の影響が見通せないこと等から、みらい倶楽部連合会の役員の方々にお集まり頂き、年内12月までは、各営業店のみらい倶楽部の活動は自粛することとしています。 令和３年以降の行事や運営方針等については、11月末にみらい倶楽部連合会の役員の方々にお集まり頂き協議することとなっており、決定事項等は各営業店を通してご連絡する予定です。
	ご意見	草津温泉の宣伝となりますが、先日取材が入り、テレビ番組で紹介される予定です。草津の天狗山や、西の河原露天風呂の他、ホテルを数件回り、最後に当社も放映されるようなので、皆様方にもご覧になって頂ければと思います。
	質　問	ぐんまみらい信組には日頃からご厚情講じておりますが、コロナ禍の影響で金融機関から見た企業の財務評価や与信管理方法というのは変わるのかお伺いしたい。なお、我々中小企業は大きな影響を受けており、財務内容も厳しい状況になっている先が多いことから、これまでどおりのご支援をお願いしたい。
	回　答	マイナス金利の継続やコロナ禍の影響等で、当組合をはじめ金融業界も非常に厳しい環境にありますが、お客様への金融支援や経営サポートについては、これまで以上に積極的に取り組んでいく方針です。 コロナ禍を見据えた資金繰りや業況見通しに関するアンケートの実施により、お取引先の多くが非常に厳しい環境にあることは、我々も十分承知しております。日頃の営業活動を通じて、お客様の財務情報だけを見るのではなく、経営理念や経営方針といった定性情報をはじめ様々な意見交換をしながらご支援してまいりたいと考えております。また、当組合で判断のつかない専門的な相談内容に関しては、外部機関を活用しながら、お客様のご支援に注力してまいりたいと考えております。

貸借対照表

（単位:千円）

（資産の部）

科目	令和元年度（令和2年3月31日現在）	令和2年度（令和3年3月31日現在）
現金	**7,014,244**	**6,683,110**
預け金	**123,917,502**	**118,025,786**
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取支払保証金	—	—
買入金銭債権	**30**	**30**
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	**37,103,492**	**43,193,234**
国債	4,034,430	4,288,000
地方債	4,472,300	3,942,986
短期社債	—	—
社債	23,801,165	31,005,926
株式	164,335	154,335
その他の証券	4,631,262	3,801,987
貸出金	**163,577,264**	**171,017,014**
割引手形	1,923,061	1,282,116
手形貸付	14,012,760	11,531,756
証書貸付	144,229,326	155,682,795
当座貸越	3,412,115	2,520,346
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	**2,192,092**	**2,079,578**
未決済為替貸	18,968	19,906
全信組連出資金	1,507,000	1,507,000
前払費用	23,650	20,732
未収収益	360,865	324,500
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	281,608	207,439
有形固定資産	**5,358,590**	**5,276,112**
建物	1,276,179	1,216,584
土地	3,819,322	3,803,708
リース資産	43,321	39,996
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	219,766	215,823
無形固定資産	**53,453**	**72,859**
ソフトウェア	24,229	51,235
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	29,223	21,623
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	**11,391**	**36,189**
貸倒引当金	**△4,027,539**	**△3,897,232**
（うち個別貸倒引当金）	（△3,719,916）	（△3,523,673）
資産の部合計	**335,200,522**	**342,486,683**

（負債及び純資産の部）

科目	令和元年度（令和2年3月31日現在）	令和2年度（令和3年3月31日現在）
預金積金	**300,677,786**	**303,804,272**
当座預金	1,844,379	3,273,411
普通預金	121,290,586	140,142,988
貯蓄預金	844,007	861,170
通知預金	41,774	68,593
定期預金	162,942,440	147,803,044
定期積金	12,784,554	10,805,215
その他の預金	930,044	849,848
譲渡性預金	—	—
借用金	**9,400,000**	**13,500,000**
借入金	—	—
当座借越	9,400,000	13,500,000
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	**863,510**	**772,495**
未決済為替借	56,906	63,748
未払費用	238,662	100,666
給付補填備金	8,663	6,325
未払法人税等	10,852	10,852
前受収益	100,698	83,712
払戻未済金	165,982	104,993
職員預り金	179,359	200,100
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	46,977	43,554
資産除去債務	—	—
その他の負債	55,408	158,542
賞与引当金	**102,562**	**104,966**
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	**64,508**	**131,102**
役員退職慰労引当金	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	**19,400**	**10,500**
偶発損失引当金	**83,930**	**59,172**
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	**65,795**	**99,007**
再評価に係る繰延税金負債	**322,809**	**322,809**
債務保証	**11,391**	**36,189**
負債の部合計	**311,611,694**	**318,840,515**
出資金	**22,789,451**	**22,653,337**
普通出資金	6,539,451	6,403,337
優先出資金	16,250,000	16,250,000
その他の出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	**△32,084**	**67,671**
利益準備金	—	—
その他利益剰余金	△32,084	67,671
特別積立金	—	—
当期未処分剰余金	△32,084	67,671
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	**22,757,366**	**22,721,008**
その他有価証券評価差額金	**185,619**	**279,317**
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	**645,841**	**645,841**
評価・換算差額等合計	**831,461**	**925,159**
純資産の部合計	**23,588,827**	**23,646,167**
負債及び純資産の部合計	**335,200,522**	**342,486,683**

注記（貸借対照表関係）

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,705百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	2,674百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第4項に基づいて、地価税の課税対象価額を基準として奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額　1,608百万円

4．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　3年～65年
その他　　2年～60年

5．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とした定額法によっております。

7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

①「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権は、正常先債権、要注意先債権（要管理先債権を除く）、要管理先債権に3分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

②破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。

③破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。

④また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その減額した金額は19,936百万円であります。

⑤全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が第一次資産査定を実施し、通常の業務の業務組織から独立した資産査定プロジェクトチームが第二次資産査定を行っており、その査定結果に基づいて上記引当てを行っております。

8．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生年度の職員の平均残存期間内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型企業年金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成31年4月1日～令和2年3月31日）　1.501%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円（及び別途積立金64,445百万円）である。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間29年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金137百万円を費用処理している。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、）上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

10．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

11．偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12．消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　383百万円

14．子会社等の株式又は出資金の総額　6百万円

15．有形固定資産の減価償却累計額　6,991百万円

16．貸出金のうち、破綻先債権額は333百万円、延滞債権額は10,278百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17．貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は90百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は86百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

19．破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、10,789百万円であります。

なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子機器等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

21．手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,282百万円であります。

22．担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	19,019百万円
担保提供している資産	有価証券	9,145百万円
担保資産に対応する債務	借用金	13,500百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金10,557百万円を担保として提供しております。

23．出資1口当たりの純資産額　573円12銭

24．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、非上場株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されているほか、変動金利の預金については、金利の変動リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による対応方針検討協議会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認・今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで経営陣に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合の経済価値は827百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25．金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

次ページへ➡

➡貸借対照表の注記・前ページより

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	118,025	118,594	569
(2)有価証券	43,038	43,038	—
その他有価証券	43,038	43,038	—
(3)貸出金(*1)	171,017		
貸倒引当金(*2)	△3,886		
	167,130	170,512	3,382
金融資産計	328,194	332,146	3,951
(1)預金積金(*1)	303,804	303,828	23
(2)借用金(*1)	13,500	13,500	—
金融負債計	317,304	317,328	23

(*1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26.から29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR,SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR,SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	6
非上場株式(*1)	148
組合出資金(*2)	1,511
合計	1,666

(*1)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	22,730百万円	22,346百万円	384百万円
国債	4,288百万円	4,189百万円	98百万円
地方債	3,942百万円	3,825百万円	117百万円
社債	14,499百万円	14,330百万円	168百万円
その他	2,714百万円	2,572百万円	142百万円
小計	25,444百万円	24,918百万円	526百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	16,506百万円	16,643百万円	△136百万円
国債	—百万円	—百万円	—百万円
地方債	—百万円	—百万円	—百万円
社債	16,506百万円	16,643百万円	△136百万円
その他	1,087百万円	1,098百万円	△11百万円
小計	17,593百万円	17,741百万円	△148百万円
合計	43,038百万円	42,660百万円	378百万円

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
145百万円	40百万円	—百万円

29. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	93,914	9,610	—	14,500
有価証券	3,400	14,020	15,200	9,400
その他有価証券のうち満期があるもの	3,400	14,020	15,200	9,400
国債	700	1,400	—	2,100
地方債	—	1,420	800	1,600
社債	2,500	8,900	14,000	5,700
その他	200	2,300	400	—
貸出金(*)	39,312	57,000	40,392	23,698
合計	136,627	80,631	55,592	47,598

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの(10,612百万円)は含めておりません。

30. 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	252,184	51,171	255	192
借用金(*)	9,100	4,400	—	—
合計	261,284	55,571	255	192

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,969百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが35,969百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△703百万円
年金資産	553百万円
未積立退職給付債務	△149百万円
未認識過去勤務債務	—百万円
未認識数理計算上の差異	18百万円
前払年金費用	—百万円
退職給付引当金	△131百万円

退職給付費用に関する事項

勤務費用	26百万円
利息費用	0百万円
期待運用収益	△7百万円
過去勤務債務の費用処理額	3百万円
数理計算上の差異の費用処理額	69百万円
厚生年金基金拠出金	97百万円
退職給付費用	191百万円

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.20%
期待運用収益率	1.29%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	5年
数理計算上の差異の処理年数	5年

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,864百万円
減価償却超過額及び減損損失	258百万円
退職給付引当金限度超過額	34百万円
有価証券評価損	1百万円
偶発損失引当金	15百万円
賞与引当金	27百万円
未収貸付金利息	17百万円
税務上の繰越欠損金(注)	2,675百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	7,905百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,675百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,230百万円
評価性引当額小計	△7,905百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	99百万円
繰延税金負債合計	99百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△99百万円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の内訳

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	377	231	221	366	1,478	2,675
評価性引当額	△377	△231	△221	△366	△1,478	△2,675
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

34. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、重要な会計上の見積りを開示しております。

35. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,897百万円

貸倒引当金の算出方法は、7.に記載しております。

損益計算書

（単位:千円）

科目	令和元年度（平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで）	令和2年度（令和 2年4月 1日から 令和 3年3月31日まで）
経常収益	**3,833,642**	**3,718,171**
資金運用収益	3,365,368	3,333,480
貸出金利息	2,884,106	2,824,227
預け金利息	214,584	206,283
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	216,150	253,449
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	50,525	49,520
役務取引等収益	253,971	248,335
受入為替手数料	110,287	101,515
その他の役務収益	143,684	146,820
その他業務収益	207,734	14,769
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	191,912	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	15,821	14,769
その他経常収益	6,567	121,586
貸倒引当金戻入益	—	52,311
償却債権取立益	1,042	339
株式等売却益	—	40,690
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	5,524	28,245
経常費用	**3,657,052**	**3,588,133**
資金調達費用	83,037	36,523
預金利息	78,683	36,896
給付補填備金繰入額	3,465	2,312
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	—	△3,670
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	888	985
役務取引等費用	247,728	238,569
支払為替手数料	50,745	46,118
その他の役務費用	196,982	192,449
その他業務費用	271	156,127
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	155,623
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	271	504
経費	2,783,093	2,747,159
人件費	1,611,565	1,582,542
物件費	1,057,790	1,037,451
税金	113,737	127,165
その他経常費用	542,921	409,753
貸倒引当金繰入額	237,912	—
貸出金償却	229,269	374,145
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	110	110
その他の経常費用	75,629	35,497
経常利益（又は経常損失）	**176,589**	**130,038**

科目	令和元年度（平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで）	令和2年度（令和 2年4月 1日から 令和 3年3月31日まで）
特別利益	—	**39,570**
固定資産処分益	—	8,420
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	31,150
特別損失	**39,911**	**58,605**
固定資産処分損	899	25,561
減損損失	39,012	15,893
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	17,150
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	**136,678**	**111,002**
法人税、住民税及び事業税	11,072	11,247
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	**11,072**	**11,247**
当期純利益（又は当期純損失）	**125,605**	**99,755**
繰越金（当期首残高）	**△155,161**	**△32,084**
土地再評価差額金取崩額	**△2,528**	—
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	**△32,084**	**67,671**

注記（損益計算書関係）

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による収益総額　3百万円
3. 子会社等との取引による費用総額　67百万円
4. 出資1口当たりの当期純利益　3円31銭
5. 当期において、以下の「有形固定資産」について減損損失を計上しております。

（単位:百万円）

地域	主な用途	種類	建物	土地	その他の有形固定資産
高崎市内	遊休資産	土地建物	—	13	—
太田市内	遊休資産	土地建物	—	0	—
吾妻郡内	遊休資産	土地	—	—	0
利根郡内	遊休資産	土地	—	—	1

上記遊休資産は、継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（15百万円）として特別損失に計上しております。

当組合の営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行なっていることから原則として支店単位でグルーピングしております。遊休資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから各資産単位でグルーピングしております。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値と正味売却価額の何れか高い方の金額であり、使用価値は将来キャッシュ・フローを0.20%で割り引いて算出し、正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等に基づいて算出しております。

剰余金処分計算書

（単位:千円）

科目	令和元年度	令和2年度
当期未処分剰余金(又は当期未処理損失)	△32,084	67,671
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	—	67,671
利益準備金	—	11,278
普通出資に対する配当金	—	—
	（年—%の割合）	（年—%の割合）
優先出資に対する配当金	—	56,392
	（年—%の割合）	（年0.17%の割合）
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	（—につき—円の割合）	（—につき—円の割合）
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	△32,084	—

経費の内訳

（単位:千円）

項目	令和元年度	令和2年度
人件費	1,611,565	1,582,542
報酬給料手当	1,173,710	1,132,526
退職給付費用	174,694	191,591
その他	263,160	258,423
物件費	1,057,790	1,037,451
事務費	506,014	513,530
固定資産費	158,267	155,087
事業費	75,049	62,291
人事厚生費	26,300	36,903
有形固定資産償却	179,094	159,108
無形固定資産償却	9,784	13,166
その他	103,279	97,363
税金	113,737	127,165
経費合計	**2,783,093**	**2,747,159**

業務粗利益及び業務純益等

（単位:千円）

科目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	3,365,368	3,333,480
資金調達費用	83,037	36,523
資金運用収支	3,282,330	3,296,957
役務取引等収益	253,971	248,335
役務取引等費用	247,728	238,569
役務取引等収支	6,243	9,766
その他業務収益	207,734	14,769
その他業務費用	271	156,127
その他の業務収支	207,463	△141,358
業務粗利益	3,496,036	3,165,364
業務粗利益率	1.05 %	0.92 %
業務純益	714,265	418,205
実質業務純益	712,943	418,205
コア業務純益	521,030	573,828
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	521,030	573,828

（注）1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和元年度—千円、令和2年度—千円）を控除して表示しております。

2.業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

3.業務純益＝業務収益－（業務費用-金銭の信託運用見合費用）

4.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

5.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

役務取引の状況

（単位:千円）

科目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	253,971	248,335
受入為替手数料	110,287	101,515
その他の受入手数料	141,045	144,300
その他の役務取引等収益	2,638	2,519
役務取引等費用	247,728	238,569
支払為替手数料	50,745	46,118
その他の支払手数料	169,435	165,531
その他の役務取引等費用	27,547	26,918

受取利息及び支払利息の増減

（単位:千円）

項目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△45,361	△31,888
支払利息の増減	△27,048	△46,514

自己資本の充実の状況

（単位:百万円、%）

項　　目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	22,757	22,664
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,789	22,653
うち、利益剰余金の額	△32	67
うち、外部流出予定額（△）	—	56
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	307	373
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	307	373
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	174	130
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	23,239	23,168
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	39	53
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	39	53
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	39	53
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ))　（ハ）	23,199	23,115
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	147,932	147,063
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	968	968
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	968	968
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,677	6,675
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	154,610	153,739
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	15.00%	15.03%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

主要な経営指標の推移

（単位:千円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	5,045,987	3,725,811	3,760,484	3,833,642	3,718,171
経常利益	561,186	△922,219	△557,082	176,589	130,038
当期純利益	433,997	△1,535,222	△920,463	125,605	99,755
預金積金残高	319,330,565	315,523,484	308,068,631	300,677,786	303,804,272
貸出金残高	153,613,405	156,051,847	160,713,130	163,577,264	171,017,014
有価証券残高	17,223,112	23,205,477	35,887,505	37,103,492	43,193,234
総資産額	351,903,070	348,636,638	341,353,781	335,200,522	342,486,683
純資産額	26,851,364	24,720,018	23,747,860	23,588,827	23,646,167
自己資本比率(単体)	18.15 %	16.53 %	15.58 %	15.00 %	15.03 %
出資総額	23,281,806	23,093,383	22,955,423	22,789,451	22,653,337
出資総口数	19,463,612 口	19,086,766 口	18,810,846 口	18,478,902 口	18,206,674 口
出資に対する配当金	414,293	—	—	—	56,392
職員数	414 人	398 人	294 人	264 人	257 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和元年度	331,089 百万円	3,365,368 千円	1.01 %
	令和2年度	340,437	3,333,480	0.97
うち貸出金	令和元年度	161,740	2,884,106	1.78
	令和2年度	168,579	2,824,227	1.67
うち預け金	令和元年度	131,423	214,584	0.16
	令和2年度	130,195	206,283	0.15
うち有価証券	令和元年度	36,413	216,150	0.59
	令和2年度	40,149	253,449	0.63
資金調達勘定	令和元年度	316,809	83,037	0.02
	令和2年度	324,427	36,523	0.01
うち預金積金	令和元年度	308,520	82,148	0.02
	令和2年度	312,698	39,209	0.01
うち譲渡性預金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
うち借用金	令和元年度	8,109	—	0.00
	令和2年度	11,530	△3,670	△0.03

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度158百万円、令和元年度516百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度—百万円、令和元年度—百万円)及び利息(令和2年度—千円、令和元年度—千円)を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

（単位:%）

区分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.05	0.03
総資産当期純利益率	0.03	0.02

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

（単位:%）

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回 (a)	1.01	0.97
資金調達原価率 (b)	0.90	0.85
総資金利鞘 (a−b)	0.11	0.12

(注)1. 資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用−金銭の信託運用見合費用+経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

（単位:百万円）

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注)1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

その他有価証券

（単位:百万円）

	種類		令和元年度			令和2年度		
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		—	—	—	—	—	—
	債券		17,808	17,352	455	22,730	22,346	384
		国債	4,034	3,894	139	4,288	4,189	98
		地方債	4,472	4,325	146	3,942	3,825	117
		短期社債	—	—	—	—	—	—
		社債	9,301	9,131	169	14,499	14,330	168
	その他		1,916	1,896	20	2,714	2,572	142
	小計		**19,725**	**19,248**	**476**	**25,444**	**24,918**	**526**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式		—	—	—	—	—	—
	債券		14,499	14,602	△102	16,506	16,643	△136
		国債	—	—	—	—	—	—
		地方債	—	—	—	—	—	—
		短期社債	—	—	—	—	—	—
		社債	14,499	14,602	△102	16,506	16,643	△136
	その他		2,714	2,837	△122	1,087	1,098	△11
	小計		**17,213**	**17,439**	**△225**	**17,593**	**17,741**	**△148**
合計			**36,939**	**36,687**	**251**	**43,038**	**42,660**	**378**

(注)1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位:百万円）

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	6	6
関連法人等株式	—	—
非上場株式	158	148
その他の証券	—	—
合計	**164**	**154**

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

（単位:百万円）

項目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	191	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	15	14
その他業務収益合計	**207**	**14**

預貸率及び預証率

（単位:%）

区分		令和元年度	令和2年度
預貸率	（期末）	54.40	56.29
	（期中平均）	52.42	53.91
預証率	（期末）	12.33	14.21
	（期中平均）	11.80	12.83

(注)1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位:百万円）

区分	令和元年度	令和2年度
1店舗当りの預金残高	8,352	8,439
1店舗当りの貸出金残高	4,543	4,750

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

（単位:百万円）

区分	令和元年度	令和2年度
役職員1人当りの預金残高	1,117	1,159
役職員1人当りの貸出金残高	608	652

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高

（単位:百万円、%）

種目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	124,159	40.2	144,859	46.3
定期性預金	184,360	59.7	167,839	53.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	**308,520**	**100.0**	**312,698**	**100.0**

預金者別預金残高

（単位:百万円、%）

区分		令和元年度		令和2年度	
		金額	構成比	金額	構成比
個人		263,339	87.5	256,192	84.3
法人		37,338	12.4	47,612	15.6
	一般法人	35,788	11.9	46,505	15.3
	金融機関	14	0.0	4	0.0
	公金	1,536	0.5	1,101	0.3
合計		**300,677**	**100.0**	**303,804**	**100.0**

定期預金種類別残高

（単位:百万円）

区分	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	162,875	147,735
変動金利定期預金	67	67
その他の定期預金	—	—
合計	**162,942**	**147,803**

財形貯蓄残高

（単位:百万円）

項目	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	209	190

資金運用

貸出金種類別平均残高

（単位:百万円、%）

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	2,000	1.2	1,352	0.8
手形貸付	13,596	8.4	12,425	7.3
証書貸付	142,676	88.2	151,932	90.1
当座貸越	3,466	2.1	2,869	1.7
合計	**161,740**	**100.0**	**168,579**	**100.0**

有価証券種類別平均残高

（単位:百万円、%）

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	6,530	17.9	4,022	10.0
地方債	4,326	11.8	4,277	10.6
短期社債	—	—	—	—
社債	21,069	57.8	27,367	68.1
株式	164	0.4	163	0.4
外国証券	3,940	10.8	3,489	8.6
その他の証券	382	1.0	828	2.0
合計	**36,413**	**100.0**	**40,149**	**100.0**

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

（単位:百万円）

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和元年度	—	1,598	497	1,799	—	3,894
	令和2年度	706	1,429	—	2,152	—	4,288
地方債	令和元年度	499	200	1,920	1,705	—	4,325
	令和2年度	—	1,451	858	1,633	—	3,942
短期社債	令和元年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
社債	令和元年度	900	9,202	9,214	4,416	—	23,733
	令和2年度	2,462	8,811	13,991	5,741	—	31,005
株式	令和元年度	—	—	—	—	164	164
	令和2年度	—	—	—	—	154	154
外国証券	令和元年度	1,503	2,203	200	—	—	3,906
	令和2年度	200	2,307	405	—	—	2,913
その他の証券	令和元年度	—	—	—	—	826	826
	令和2年度	—	—	—	—	888	888
合計	**令和元年度**	**2,903**	**13,203**	**11,831**	**7,921**	**991**	**36,852**
	令和2年度	**3,368**	**13,999**	**15,255**	**9,526**	**1,043**	**43,193**

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

（単位:百万円、%）

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度	2,473	1.5	0
	令和2年度	1,920	1.1	26
有価証券	令和元年度	0	0.0	—
	令和2年度	0	0.0	—
動産	令和元年度	3,059	1.8	—
	令和2年度	3,448	2.0	—
不動産	令和元年度	50,244	30.7	—
	令和2年度	51,013	29.8	—
その他	令和元年度	147	0.0	—
	令和2年度	147	0.0	—
小計	**令和元年度**	**55,925**	**34.1**	**0**
	令和2年度	**56,530**	**33.0**	**26**
信用保証協会・信用保険	令和元年度	17,009	10.3	2
	令和2年度	33,641	19.6	1
保証	令和元年度	56,120	34.3	8
	令和2年度	48,361	28.2	8
信用	令和元年度	34,521	21.1	—
	令和2年度	32,484	18.9	—
合計	**令和元年度**	**163,577**	**100.0**	**11**
	令和2年度	**171,017**	**100.0**	**36**

貸出金金利区分別残高

（単位:百万円）

区分	令和元年度	令和2年度
固定金利貸出	67,388	79,345
変動金利貸出	96,188	91,671
合計	**163,577**	**171,017**

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位:百万円、%）

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	4,998	21.8	4,724	21.7
住宅ローン	17,891	78.2	17,067	78.3
合計	**22,889**	**100.0**	**21,791**	**100.0**

※各項目の数値は、単位未満切捨てて表示しております。

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

（単位:百万円、%）

業種別	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	21,160	12.9	23,454	13.7
農業、林業	1,150	0.7	1,061	0.6
漁業	5	0.0	18	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	519	0.3	537	0.3
建設業	18,395	11.2	20,841	12.1
電気、ガス、熱供給、水道業	2,154	1.3	2,166	1.2
情報通信業	87	0.0	89	0.0
運輸業、郵便業	5,469	3.3	6,218	3.6
卸売業、小売業	10,586	6.4	12,842	7.5
金融業、保険業	21	0.0	17	0.0
不動産業	13,698	8.3	14,329	8.3
物品賃貸業	717	0.4	756	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,034	0.6	1,032	0.6
宿泊業	10,263	6.2	10,824	6.3
飲食業	2,703	1.6	3,083	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	5,719	3.4	6,620	3.8
教育、学習支援業	189	0.1	189	0.1
医療、福祉	1,674	1.0	1,612	0.9
その他のサービス	9,097	5.5	9,937	5.8
その他の産業	5,328	3.2	4,449	2.6
小計	**109,979**	**67.2**	**120,085**	**70.2**
国・地方公共団体等	24,808	15.1	23,134	13.5
個人（住宅・消費・納税資金等）	28,789	17.5	27,797	16.2
合計	**163,577**	**100.0**	**171,017**	**100.0**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

（単位:百万円、%）

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	101,777	62.2	109,843	64.2
設備資金	61,799	37.7	61,173	35.8
合計	**163,577**	**100.0**	**171,017**	**100.0**

貸出金償却額

（単位:百万円）

項目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	229	374

貸倒引当金の内訳

（単位:百万円）

項目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	307	△1	373	65
個別貸倒引当金	3,719	151	3,523	△196
貸倒引当金合計	**4,027**	**150**	**3,896**	**△130**

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位:百万円、%）

区分		債権額（A）	担保・保証等（B）	貸倒引当金（C）	保全額（D）=(B)+(C)	保全率（D）/(A)	貸倒引当金引当率（C）/(A−B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,778	1,062	716	1,778	100.00	100.00
	令和2年度	1,851	1,136	714	1,851	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	9,739	4,801	1,958	6,760	69.41	39.66
	令和2年度	8,768	4,154	1,731	5,885	67.12	37.52
要管理債権	令和元年度	182	116	8	125	68.75	13.49
	令和2年度	176	147	12	160	90.74	43.72
不良債権計	**令和元年度**	**11,700**	**5,980**	**2,683**	**8,664**	**74.05**	**46.91**
	令和2年度	**10,796**	**5,439**	**2,458**	**7,897**	**73.14**	**45.88**
正常債権	令和元年度	152,105					
	令和2年度	160,401					
合計	**令和元年度**	**163,806**					
	令和2年度	**171,198**					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5.「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6.「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7.金額は決算後（償却後）の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位:百万円、%）

区分		残高（A）	担保・保証額（B）	貸倒引当金（C）	保全率（B+C）/(A)
破綻先債権	令和元年度	424	223	200	100.00
	令和2年度	333	171	162	100.00
延滞債権	令和元年度	11,076	5,625	2,472	73.10
	令和2年度	10,278	5,114	2,281	71.95
3か月以上延滞債権	令和元年度	93	56	4	64.99
	令和2年度	90	87	6	100.00
貸出条件緩和債権	令和元年度	88	60	4	72.72
	令和2年度	86	60	6	76.79
合計	**令和元年度**	**11,683**	**5,965**	**2,681**	**74.01**
	令和2年度	**10,789**	**5,434**	**2,456**	**73.12**

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2.「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. 及び2. を除く）です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3. を除く）です。
5.「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6.「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7.「保全率（B＋C）／（A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

・コンプライアンスに対する基本方針

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令をはじめ当組合内の諸規則・諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールの遵守や役職員のモラル向上に努めることです。当組合は、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令等遵守を経営の最重要課題として捉え、高い倫理観を常に念頭において、良識ある行動をとるためにコンプライアンスの実践に取り組むことを基本方針としております。

・法令遵守の体制

当組合では「法令等遵守方針」に基づく「法令等遵守規程」を制定するとともに、役職員の行動基準として「行動綱領」を定め、良識ある判断や行動の指針としています。

また、コンプライアンスを組織的に推進するため、常勤理事・外部有識者（顧問弁護士）等で構成するコンプライアンス委員会を設置し、常勤理事会の諮問機関として位置付け、コンプライアンスに関する総合的な取組みの検討・審議を行っております。さらに法令等遵守及び顧客保護等管理に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、本部各部署と連携して組合全体のコンプライアンスの普及を図るとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンスオフィサーを配置し、コンプライアンスの徹底を図る体制としております。

なお、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づき実践するほか、コンプライアンス意識の高揚を図るための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全店に備え置きしております。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

（2）役員に対する報酬　（単位:百万円）

区　分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理　事	44	96
監　事	8	18
合　計	53	114

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事14名、監事3名です。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等を言います。

3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：ぐんまみらい信用組合お客様相談室】

受　付　日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電　　話：0120-219-190（フリーダイヤル）

なお、苦情等対応の手続きについては、店頭へ掲示しているポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　http://www.skibank.co.jp/gunmamirai/

●紛争解決措置

群馬弁護士会　紛争解決センター（電話：027-234-9321）
東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客様相談室または、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、紛争解決センター等へ申し出ることも可能です。なお、前記弁護士会の紛争解決センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人　群馬県信用組合協会　群馬地区しんくみ苦情等相談所】

受　付　日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電　　話：027-232-3120
所　在　地：〒371-0026　群馬県前橋市大手町3丁目3-1
群馬県中小企業会館

【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】

受　付　日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電　　話：03-3567-2456

リスク管理体制

— 定　性　的　事　項 —

・自己資本調達手段の概要
・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
・信用リスクに関する事項
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
・証券化エクスポージャーに関する事項
・オペレーショナル・リスクに関する事項
・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

普通出資	①発行主体：ぐんまみらい信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,403百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：ぐんまみらい信用組合（旧　かみつけ信用組合） ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,000百万円 2,000百万円のうち、1,000百万円は優先出資、1,000百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,000百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率：0.800% 見直し年度における毎年4月1日の2営業日前の5年物円金利スワップレート＋0.7%（午前10時現在）を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体：ぐんまみらい信用組合（旧　かみつけ信用組合） ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,500百万円 3,500百万円のうち、1,750百万円は優先出資、1,750百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,750百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率：0.600% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物円金利スワップレート＋0.7%（午前10時現在）を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体：ぐんまみらい信用組合（旧　東群馬信用組合） ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,000百万円 2,000百万円のうち、1,000百万円は優先出資、1,000百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,000百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率：0.800% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物円金利スワップレート＋0.7%（午前10時現在）を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体：ぐんまみらい信用組合 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：25,000百万円 25,000百万円のうち、12,500百万円は優先出資、12,500百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の12,500百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率：1.17636% 見直し年度における4月1日の12ヶ月円Tiborレート＋1.03%を基準とする。

（注）当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営強化計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは与信先の業況悪化等に伴い貸出金の返済などが契約どおりに行われず損失を被るリスク又は、資産の価値が減少・消滅して損失を被るリスクです。与信集中を是正し与信ポートフォリオ管理や個別与信における厳正な審査に基づく与信管理を行い、リスクの所在や規模等を適切に把握し資産の健全性に努めております。
管　理　体　制	融資は小口多数主義を基本とし、融資審査にあたっては、お客様の実態把握、資金使途、資金効果、成長等の総合的判断に加え、キャッシュフロー重視の審査を実施しております。また、大口案件につきましては、業種別審査担当、常勤理事と審査委員による「理事長案件審査会」にて審査・協議を行い、組織だった管理体制の強化を図っております。
評　価　・　計　測	個別信用リスクを検討する場として、常勤理事及び関係部で構成する「対応方針検討協議会」を設置しております。「対応方針検討協議会」では、与信先への個別対応方針を協議・決定しております。また、信用リスクの状況を定期的に常勤理事会、理事会へ報告しております。

■貸倒引当金の計算基準

信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当」計上の基準書に基づき、資産自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については、資産自己査定結果に基づく正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、債務者区分ごとに算定された過去の貸倒実績率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、各々の債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。

個別貸倒引当金のうち破綻懸念先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。また、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、原則として債権不保全額を直接償却・部分直接償却もしくは、個別貸倒引当金に計上しています。

尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の定義を「適格金融資産担保(自組合預金積金)」及び保証(住宅金融支援機構の住宅融資保険、地公体保証)のみ採用し、保守的な算出を行っております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。なお、当組合は証券化取引を行っておりません。
管　理　体　制	該当事項なし
評　価　・　計　測	該当事項なし

■再証券化エクスポージャーの有無

■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況／信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針／証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称／証券化取引に関する会計方針／証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク以外の業務に関する幅広いリスクを意味します。主に事務リスクとシステムリスクがあります。事務リスクとは、事務処理プロセスにおける事務ミスにより事故やトラブルが発生して損失を被るリスクであり、システムリスクとはコンピューターシステムのダウンまたは、誤作動等の障害に伴い損失を被るリスクです。
管　理　体　制	当組合では、本部所管部署により営業店の事務担当者や検印者等を対象とした研修を実施すると共に、営業店を直接臨店する事務指導を通じて、職員の事務処理能力の向上に努めることで事務管理体制の強化を進めています。また、被監査部門から独立した監査室による定例検査を年1回以上実施すると共に、この指摘事項に対する改善指導をフォロー臨店という方法で各所管部署が実施しています。その他、営業店においては毎月自店検査を実施するとともに、本部が指定した月に指示検査（集金検査）を実施することで、日常業務において、常に相互牽制が働く体制の構築と不正および事務事故の発生防止に努めています。 コンピュータシステム障害の未然防止については、信用組合業界の共同センターであるSKCセンターと協調し、万全を期すことにより、セキュリティー要求水準に応じた明確なリスク軽減策を講ずるように努めています。また、定期的にSKCセンターによる全国的なオンラインシステム障害を想定した被災訓練に当組合も参加し、バックアップシステムへの切替えが正常に行われることを確認しており、オンラインシステムの安定稼動が実証されています。さらに、年1回、監査法人によるシステム監査を受けて、実効性のあるシステム検証を行なっています。
評　価　・　計　測	1年間の粗利益の15%を算出して、過去3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額として計測し管理しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。
管　理　体　制	当組合が定める「余資運用規程」、「市場関連リスク管理規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施し、常勤理事会や理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
評　価　・　計　測	時価の変動を月次で把握し、時価のないものについては実質価格を測定して管理しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し、期間損益に影響を与えるリスクです。 定期的に金利リスクを計測し、リスクのコントロールに努めております。
管　理　体　制	ALMを用いて、ギャップ分析等を行っています。また、有価証券の金利リスクについて、100BPV、VaRなどの計測を行い、経営陣に報告・管理する体制をとっています。
評　価　・　計　測	100BPVは、金融商品について1%イールドカーブが上昇した場合の保有ポジションの評価損益の変動額です。VaRは、保有ポジションが1年間に被りえる最大損失額を過去の実績から統計的手法により算出した推定値であり、過去5年間の実績から算出しています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を計測しています。コア預金について、過去5年間の要求払い預金残高を月末で把握して、過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いたもの、現残高の50%相当額のうち最小の額を5年以内で平均2.5年になるように配分しました。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.13をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	147,932	5,917	147,063	5,882
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	146,963	5,878	146,095	5,843
（ｉ） ソブリン向け	1,667	66	1,547	61
（ii） 金融機関向け	25,658	1,026	24,272	970
（iii） 法人等向け	58,270	2,330	59,656	2,386
（iv） 中小企業等・個人向け	32,139	1,285	29,638	1,185
（ｖ） 抵当権付住宅ローン	3,754	150	3,632	145
（vi） 不動産取得等事業向け	12,766	510	12,560	502
（vii） 三月以上延滞等	1,248	49	1,468	58
（viii） 出資等	5	0	5	0
出資等のエクスポージャー	5	0	5	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
（ix） 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
（ｘ） 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
（xi） その他	11,453	458	13,313	532
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	968	38	968	38
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	6,677	267	6,675	267
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	154,610	6,184	153,739	6,149

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5.「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、有形固定資産等が含まれます。
6.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	335,062	343,100	163,588	171,053	31,954	38,989	—	—	3,212	2,417
国外	3,914	2,904	—	—	3,906	2,900	—	—	—	—
地域別合計	**338,976**	**346,005**	**163,588**	**171,053**	**35,860**	**41,889**	—	—	**3,212**	**2,417**
製造業	25,674	30,449	21,454	23,727	4,203	6,702	—	—	165	379
農業、林業	1,422	1,309	1,421	1,308	—	—	—	—	2	2
漁業	5	18	5	18	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	522	540	522	540	—	—	—	—	—	—
建設業	20,415	23,149	19,699	22,035	700	1,100	—	—	181	120
電気、ガス、熱供給、水道業	2,870	2,978	2,248	2,255	602	701	—	—	—	—
情報通信業	297	500	87	89	200	400	—	—	0	0
運輸業、郵便業	6,488	7,818	5,584	6,313	900	1,501	—	—	53	15
卸売業、小売業	11,522	13,834	11,009	13,225	500	600	—	—	215	144
金融業、保険業	134,765	128,642	42	41	10,307	10,200	—	—	13	—
不動産業	20,995	23,860	13,936	14,525	6,400	8,644	—	—	909	1,056
物品賃貸業	717	756	717	756	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,358	1,642	1,256	1,240	100	400	—	—	0	12
宿泊業	10,268	10,829	10,263	10,824	—	—	—	—	862	83
飲食業	3,110	3,452	3,108	3,450	—	—	—	—	111	108
生活関連サービス業、娯楽業	6,389	7,373	6,183	7,068	200	300	—	—	195	161
教育、学習支援業	189	189	189	189	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,676	1,614	1,674	1,612	—	—	—	—	15	0
その他のサービス	9,894	10,708	9,887	10,701	—	—	—	—	233	62
その他の産業	5,335	4,462	5,328	4,458	—	—	—	—	1	1
国・地方公共団体等	36,597	34,507	24,808	23,134	11,746	11,338	—	—	—	—
個人	24,209	23,582	24,157	23,533	—	—	—	—	248	268
その他	14,247	13,785	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	**338,976**	**346,005**	**163,588**	**171,053**	**35,860**	**41,889**	—	—	**3,212**	**2,417**
1年以下	130,876	125,126	33,018	27,740	2,903	3,362	—	—		
1年超3年以下	32,701	22,500	10,245	9,370	5,304	3,984	—	—		
3年超5年以下	23,922	28,954	16,000	18,498	7,899	9,920	—	—		
5年超7年以下	22,149	20,132	17,890	18,303	3,730	1,806	—	—		
7年超10年以下	33,359	51,216	25,221	37,779	8,101	13,402	—	—		
10年超	76,367	80,375	56,875	56,386	7,921	9,413	—	—		
期間の定めのないもの	5,351	3,913	4,336	2,973	—	—	—	—		
その他	14,247	13,785	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	**338,976**	**346,005**	**163,588**	**171,053**	**35,860**	**41,889**	—	—		

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.17の「貸倒引当金の内訳」をご参照ください。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位:百万円）

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	628	606	606	526	—	15	628	590	606	526	10	46
農業、林業	22	17	17	13	—	—	22	17	17	13	7	0
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0
建設業	241	214	214	181	—	1	241	213	214	181	△61	27
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	△0
運輸業、郵便業	111	129	129	128	—	22	111	106	129	128	△0	68
卸売業、小売業	99	58	58	58	17	—	82	58	58	58	213	28
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	—
不動産業	229	619	619	605	2	—	226	619	619	605	1	66
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門･技術サービス業	75	5	5	4	—	—	75	5	5	4	0	△0
宿泊業	1,572	1,448	1,448	1,444	64	19	1,508	1,428	1,448	1,444	△13	42
飲食業	54	47	47	59	—	4	54	43	47	59	△2	3
生活関連サービス業、娯楽業	374	420	420	373	3	10	370	410	420	373	29	75
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	4	3	3	—	—	3	4	—	3	—	—	11
その他のサービス	32	42	42	39	—	—	32	42	42	39	20	1
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	△0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	113	98	98	81	—	0	113	97	98	81	19	1
その他	5	5	5	6	—	—	5	5	5	6	—	—
合計	**3,568**	**3,719**	**3,719**	**3,523**	**87**	**77**	**3,480**	**3,641**	**3,719**	**3,523**	**229**	**374**

(注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	48,731	—	62,632
10%	—	16,363	—	15,479
20%	5,115	124,508	5,407	118,390
35%	—	10,727	—	10,377
50%	9,315	3,337	13,718	3,310
75%	—	40,983	—	37,582
100%	2,907	70,630	2,250	69,553
150%	—	531	—	772
250%	—	2,102	—	3,005
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	**17,339**	**317,917**	**21,376**	**321,105**

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位:百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,340	1,812	8,053	7,315	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

●投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,683	1,683	1,673	1,673
合　計	**1,683**	**1,683**	**1,673**	**1,673**

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位:百万円）

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	40
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:百万円）

	令和元年度	令和2年度
評価損益	251	378

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:百万円）

	令和元年度	令和2年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

経　営　内　容

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,535	4,113	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	5,349	4,116		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	5,535	4,116	—	—
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,115		23,199	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

国　際　業　務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証　券　業　務

公共債引受額

（単位:百万円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
地　　方　　債	—	—

（注）政府保証債は取り扱っておりません。

公共債窓販実績

（単位:百万円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
国　　債	9	54

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

（単位:百万円）

区　　分	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	0	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	27	26
独立行政法人住宅金融支援機構	1,618	1,370
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	103	103
独立行政法人 福祉医療機構	5	3
そ　の　他	—	—
合　　計	**1,756**	**1,504**

令和2年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

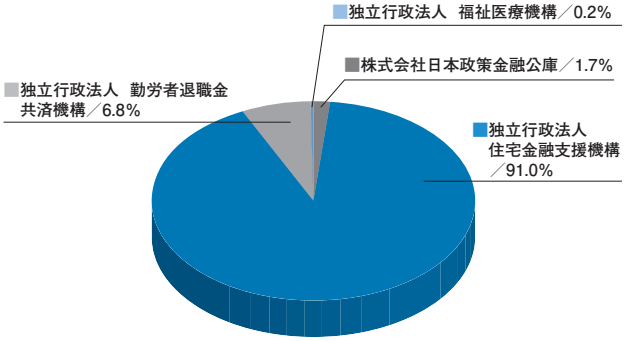

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第9期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月25日
ぐんまみらい信用組合
理事長　　八髙　　武

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人である「翠星監査法人」の監査を受けております。

トピックス

令和2年 4月 6日　遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」取り扱い開始
令和2年 6月24日　第8期通常総代会開催　ニューサンピア
令和2年 8月11日　QRコード決済サービス「BankPay」の取扱い開始
令和2年 9月14日　預金特化型店舗における隔日営業の実施

吉井支店	通常営業日：月曜日、水曜日、金曜日
赤城支店	休　業　日：火曜日、木曜日
鬼石支店	通常営業日：火曜日、木曜日
北橘出張所	休　業　日：月曜日、水曜日、金曜日

令和2年10月 1日　株式会社マイナビと人材紹介業務の提携
令和2年11月 6日　専門学校および有限会社Takara・Japanとの人材紹介業務の提携
令和3年 2月18日　群馬県内3信組における協調融資に関する覚書締結
令和3年 2月22日　預金特化型店舗における隔日営業の実施

原町支店	通常営業日：月曜日、水曜日、金曜日
伊香保支店	休　業　日：火曜日、木曜日
前橋支店	

※詳しくは、当組合ホームページのトピックスをご覧ください。

手数料一覧

（令和3年3月31日現在）

項目	手数料名	取扱単位等			金額（円） 組合員	金額（円） 一般
預金関係	当座小切手帳	50枚綴り			2,200	
	約束手形帳	50枚綴り			2,200	
	マル専手形用紙	1枚につき			550	
	専用当座口座開設	割賦販売通知書1枚につき			3,300	
	通帳・証書再発行	1件につき			1,100	
	キャッシュカード・ローンカード再発行	1枚につき			1,100	
	自己宛小切手	1枚につき			550	
	署名判登録				5,500	
	署名判登録変更				3,300	
証明書関係	残高証明書	1通につき、機械作成用紙（当組合所定）			550	
		手書作成用紙（当組合所定・英文書式含む・お客様指定用紙）			1,100	
		住宅取得控除に係る残高証明書（1通につき）			550	
	融資証明書	1通			11,000	
	その他諸証明書（手書き）	1通			1,100	
	監査法人向け残高証明書	1通			3,300	
為替関係	為替手数料（窓口扱い）	本支店	自店宛	5万円未満	110	220
				5万円以上	330	440
			他店宛	5万円未満	220	330
				5万円以上	440	550
		他　行	電信扱い	5万円未満	550	660
				5万円以上	770	880
			文書扱い	5万円未満	550	660
				5万円以上	770	880
	送金手数料	本支店			550	660
		他行（送金小切手）			770	880
	代金取立手数料	本支店	自店宛		0	0
			他店宛		0	0
		他　行	同地扱い（群馬中央交換）		330	440
			他所扱い	至急扱い（手形の場合）	1,100	1,100
				普通扱い	880	880
	その他の手数料	振込・送金の組戻・訂正料			880	880
		不渡手形返却料			880	880
		取立手形組戻料			880	880
		取立手形店頭呈示料（但し、880円を超える場合は実費とします）			880	880
	振込手数料（ATMキャッシュカード扱い）	本支店	自店宛	5万円未満	0	110
				5万円以上	220	330
			他店宛	5万円未満	0	110
				5万円以上	220	330
		他　行	電信扱	5万円未満	440	550
				5万円以上	550	660
	振込手数料（ATM現金扱い）	本支店	自店宛	5万円未満	110	
				5万円以上	330	
			他店宛	5万円未満	110	
				5万円以上	330	
		他　行	電信扱	5万円未満	550	
				5万円以上	660	
	振込手数料（インターネット・モバイル扱い）	本支店	自店宛	5万円未満	0	0
				5万円以上	0	0
			他店宛	5万円未満	0	110
				5万円以上	0	220
		他　行	電信扱	5万円未満	220	330
				5万円以上	440	550
	振込手数料（障がい者窓口扱い）	本支店	自店宛	5万円未満	0	110
				5万円以上	220	330
			他店宛	5万円未満	0	110
				5万円以上	220	330
		他　行	電信扱	5万円未満	440	550
				5万円以上	550	660

項目	手数料名	取扱単位等			金額（円） 組合員	金額（円） 一般
為替関係	総合振込手数料（FD顧客作成データ交換）	本支店	自店宛	5万円未満	110	110
				5万円以上	110	110
			他店宛	5万円未満	110	110
				5万円以上	220	220
		他　行	電信扱	5万円未満	440	440
				5万円以上	550	550
付随業務	代金回収（口座振替）	請求1件につき			66～220	66～220
	G-NETおよびMT交換					
	個人向けインターネット・モバイルバンキング	基本手数料（月額）			0	0
	法人向けインターネットバンキング	基本手数料（月額）	照会振込振替サービス		1,100	—
			総合サービス		3,300	—
	アンサーサービス手数料	基本手数料（月額）			3,300	3,300
開示請求	氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先	一括			990	
	取引残高情報（残高証明書除く）	1口座（指定日毎）			990	
	取引履歴情報（明細開示）	1口座（1ヶ月分）			990	
	その他の手数料情報（記載項目以外）	1件毎			990	
諸手数料	円貨両替手数料	1～100枚			0	
		101～1,000枚			330	
		1,001～2,000枚			660	
		2,001枚以上（2,000枚を超える分につき1～1,000枚毎に）			330円加算	
	円貨両替手数料（両替機）	1～100枚			100	
		101～1,000枚			300	
	履歴照会作成料	1口座毎			440	
	出資証券紛失再発行	1枚につき			220	
	株式（出資）保管証明	取扱金額につき（別途消費税が必要となります）			1,000分の2.5	
	株式申込受付票	用紙1枚につき			5	
	夜間金庫	基本料金（月額）			5,500	
		紛失破損	入金袋		3,300	
			投入口鍵		実費	
	貸金庫使用料（年額）	容積	10,000㎤未満		5,500	
			10,000㎤以上～15,000㎤未満		6,600	
			15,000㎤以上～20,000㎤未満		7,700	
			20,000㎤以上～25,000㎤未満		8,800	
			25,000㎤以上～30,000㎤未満		9,900	
			30,000㎤以上		11,000	
			金庫扉鍵（紛失・破損）		実費	
	保護預り（年額）	1件毎			3,300	
	代金口座振替会計システム	預金口座振替依頼書・明細表　1冊			220	
		預金口座振替請求合計表　1冊			330	
融資関係	不動産担保事務取扱	事業性	新規設定（1件につき、建物等の追加設定を含む）根・抵当権の登記留保（1件につき）		44,000	
			一部解除・極度額変更・順位変更・債務者変更・追加設定等（1件につき）		22,000	
			不動産業等の商品物件一部解除（1件につき）		11,000	
			全部解除（1件につき）		1,100	
		事業性以外（住宅ローン・消費性等）	新規設定（1件につき、建物等の追加設定を含む）根・抵当権の登記留保（1件につき）		22,000	
			一部解除・極度額変更・順位変更・債務者変更・追加設定等（1件につき）		22,000	
			全部解除（1件につき）		1,100	
		公用地に供する場合の解除（一部解除含む）	資格証明書を発行する場合（1件につき）		3,300	
			資格証明書不要の場合（1件につき）		1,100	
		遠隔地不動産調査費用	当組合営業エリア外（群馬県及び埼玉県の児玉郡上里町・児玉郡神川町以外）		33,000	
	動産（債券）譲渡担保事務取扱	太陽光発電設備等新規設定登記（1件につき）			44,000	
		太陽光発電設備等抹消登記（1件につき）			22,000	

（表示金額はいずれも消費税が含まれています。）

その他業務

手数料一覧

（令和3年3月31日現在）

項目	手数料名		取扱単位等	金額（円） 組合員	金額（円） 一般
融資関係	融資取扱手数料		当座貸越実行（1件につき）	550	
			割引手形実行（1件につき）	550	
			手形貸付実行・書換（1件につき）.	550	
			証書貸付実行（1件につき）	1,650	
			一般債務保証書（再）発行（1通）	550	
	条件変更取扱	証書貸付	住宅ローン以外の証書貸付（1件につき）	11,000	
		住宅ローン	金利選択型ローンの金利選択時（1件につき）	5,500	
			上記以外（1件につき）	11,000	
		当座貸越	（1件につき）	550	
	繰上返済取扱	証書貸付	繰上完済（1件につき）	11,000	
			一部繰上（1件につき、これに伴う条件変更を含む）	11,000	
		住宅ローン	繰上完済（1件につき）	33,000	
			一部繰上〔固定期間中の場合〕（1件につき、これに伴う条件変更を含む）	22,000	
			一部繰上〔固定期間中以外〕（1件につき、これに伴う条件変更を含む）	5,500	
	返済額・支払利息証明書		1通につき（代理貸付は除く）	220	
	返済予定表再発行		1通につき（代理貸付は除く）	550	

注1. 不動産担保の場合100万円未満の実行時の不動産担保事務取扱手数料は無料です。
（10万円未満は無担保と同様）
注2. 無担保の場合10万円未満の実行時の融資関係手数料は無料です。
注3. 条件変更の場合 100万円未満の条件変更に係る融資関係手数料は無料です。
注4. 保証会社（保証協会・全国保証㈱・労信協を除く）による提携ローンの融資関係手数料は無料です。
注5. 上記以外の返済取引においても融資関係手数料が無料となる場合があります。

ATM手数料（当組合ATMをご利用の場合）

金額（円）

	ご利用時間帯（注）	当組合カード	県内信用組合群馬銀行カード	他提携金融機関カード	キャッシング（クレジット）
平日	8:00～8:45	無料	110	220	110
	8:45～18:00	無料	無料	110	無料
	上記時間外	無料	110	220	110
土曜日	9:00～14:00	無料	110	110	無料
	14:00～17:00	無料	110	220	110
	上記時間外	無料	—	—	—
日曜日祝日	9:00～17:00	110	110	220	110
	上記時間外	110	—	—	—

（注）ご利用ATMによりお取扱い時間帯が異なります。

硬貨入金手数料

金額（円）

硬貨枚数	1～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001枚以上
硬貨入金手数料	無料	330円	660円	660円以降1,000枚毎に330円加算

①1日に複数回に分けてご入金いただく場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。
②硬貨の枚数を計測した時点で手数料が確定しますので、ご入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。

（表示金額はいずれも消費税が含まれています。）

■ 主要な事業の内容

1. 預金業務
当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務
（1）貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
（2）手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務
振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務
全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引（外国送金、外貨預金等）を行なっております。

6. 附帯業務
（1）代理業務
ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務
イ. 日本銀行の歳入代理店業務
（2）国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務
（3）債務の保証業務
（4）地方公共団体の公金取扱業務
（5）株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
（6）保護預り及び貸金庫業務
（7）両替業務
（8）有価証券の貸付
（9）金銭債権の取得又は譲渡
（10）電子債権記録業に係る業務
（11）信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介

内国為替取扱実績

（単位:百万円）

区分		令和元年度末 件数	令和元年度末 金額	令和2年度末 件数	令和2年度末 金額
送金・振込	他の金融機関に向けた分	170,048	147,704	159,332	155,271
	他の金融機関から受けた分	246,133	140,357	258,761	154,209
代金取立	他の金融機関に向けた分	326	354	222	233
	他の金融機関から受けた分	1,742	5,998	1,464	4,183

※本表は、為替電文の発受信を基準として作成しております。

当組合の子会社等

（令和3年3月末現在）

会社名	株式会社　アロン
所在地	群馬県前橋市文京町一丁目31番地16
業務内容	計算事務の受託業務、その他付帯業務
設立年月	昭和60年9月19日
資本金	12百万円
議決権比率	50.00%
その他	連結対象会社

（注）上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2（信用協同組合の子会社の範囲等）に規定する会社です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

当組合では融資部顧客支援グループ（企業支援担当）の支援先として73先を選定して、経営改善計画策定支援及び計画策定後のモニタリング、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金繰り支援等、取引先の経営支援に取り組みました。取り組みに際しては、群馬県中小企業再生支援協議会や認定経営革新等支援機関、群馬県信用保証協会などの外部機関・外部専門家との連携を図り、より踏み込んだ経営改善・再生支援を促進しております。

（単位:先数、%）

期初債務者数　（A）	うち経営改善支援取組み先　（α）				経営改善支援取組み率（α/A）	ランクアップ率（β/α）	再生計画策定率（δ/α）
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数　（β）	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先　（γ）	αのうち再生計画を策定した先数　（δ）			
534	73	1	69	10	13.67%	1.37%	13.70%

（注）1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2.期初債務者数は令和2年4月当初の債務者数です。
3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4.「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。
5.「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6.「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、ＲＣＣの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割であると考え、お客様からの借入申込や返済負担軽減に関するご相談をお受けした場合には、お客様の経営全体の状況を把握した上で問題解決に向けて取り組んでおります。またお客様とのコミュニケーションを十分図り、お客様の考えを理解することで適切で納得感のある解決策が提案できるよう心掛けると共に、継続性をもった支援を行なうよう努めております。令和2年度においては特に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、資金繰り支援を積極的に行うと共にポストコロナ・ウィズコロナといった経済社会の変化を意識した経営改善等の支援に取組みました。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合では、融資部顧客支援グループ（企業支援担当）に製造業・建設業・旅館業の業種別担当者を配置し、業種の特性を活かした経営改善支援や営業店支援等を専門的に実施できる体制を整えております。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業承継研修会や群馬県中小企業再生支援協議会による事業性評価研修の開催等により知識の定着など、職員のスキルアップを図るとともに、各外部機関が実施している専門家派遣事業等さまざまな支援策を有効に活用することで態勢整備に努めております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合では新型コロナウイルス感染症の影響等を含め、経営改善・事業再生支援が必要とされるお取引先に対して営業店による速やかな対応と共に、必要に応じて融資部顧客支援グループ（企業支援担当）業種別担当者と連携して専門的な対応を行っています。また支援内容に応じて外部機関との連携による専門家派遣等を活用することにより、効果的な経営改善指導にも積極的に対応しております。

●創業・新規事業開拓の支援

新規事業先の開拓訪問や既往先からの紹介等にて、事業計画書の作成・資金計画・資金繰りの提案を行いました。情報誌・インターネットセミナー参加等の情報提供を行い、当組合支援部署と連携を図り同行訪問の実施など経営支援を実施しております。また起業家を対象とした日本政策金融公庫との連携協調商品「創業支援みらい」の取扱いを平成30年12月より行っております。

●成長段階における支援

介護事業・太陽光発電事業・アグリ関連事業について、事業計画の作成・資金計画・資金繰りの相談業務を行っています。

平成27年8月より、お客様同士のビジネスマッチングを主体とした、販路開拓支援を行っております。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、経営改善支援・事業承継支援など専門性を有する事案などは外部機関との連携を実施しております。また令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、群馬県中小企業再生支援協議会との連携による新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画を積極的に策定し、お客様の資金繰り支援や経営改善に取組みました。

・群馬県中小企業再生支援協議会との連携
　新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援9社　経営改善計画策定支援1社
・群馬県よろず支援拠点との連携
　令和2年4月17日に群馬県よろず支援拠点コーディネーターを相談員として迎え、取引先に対する経営相談会を伊勢崎地区にて開催しました。（参加者5名）
※令和3年1月にも経営相談会の開催予定としておりましたが新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催を見合わせました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例（令和2年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
当社は業歴50年の自動車修理業者。平成元年から環境保全に関する研究開発を始めたことにより業容を拡大し、業況は安定推移。取引金融機関は当組合のほか数行と取引があり、当組合の融資シェアは1割未満でありましたが、事業承継準備に着手したことの情報入手を契機に、円滑な事業承継を後押しするため、経営保証を付さない取扱いを検討することになりました。
2. 取り組み内容
組合内で検討を行った結果、以下の点から、経営者保証を求めない融資対応を行う方針とし、既存融資についても保証人解除を実施しました。①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。②業績が堅調で十分な利益(キャッシュフロー)があり、法人のみの資産・収益力で今後も借入金を順調に返済し得る利益確保が見込めること。③情報開示に協力的で、財務内容の正確な把握、適時適切な情報開示による経営の透明性が確保されていること。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	554件	377件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.51%	8.31%
保証契約を解除した件数	32件	38件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

地域の活性化に関する取組状況

当組合は、合併を経て県内全域を営業地域とする広域信用組合となり、営業地域の活性化に取り組んでおります。その一つが、営業店と次世代の経営者である商工会青年部との情報交換を含めた経営相談の取り組みです。経営相談の取り組み以外に青年部が何を求めているかを当組合職員と商工会青年部長・商工会経営指導員等と情報交換を行い、当組合が出来ることを検討した結果、要請のある各商工会に対し実態に即したセミナーを開催してきました。当組合役職員及び連携する機関の職員が講師となり、営業店・本部一体となって取り組みを実施しております。また、平成27年9月に富士見商工会、平成29年10月にしぶかわ商工会、平成30年1月に太田市新田商工会、令和元年10月に群馬伊勢崎商工会、令和2年3月に高崎商工会議所と、連携協定を締結し地域事業者支援のために取り組んでおります。

（1）令和2年度セミナー実施内容

令和2年10月23日　「保証協会の業務について」（講師：群馬県信用保証協会職員）

※セミナーにおいては例年複数回の開催を行っておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延より各商工会と検討した結果大部分のセミナー開催を見合わせました。また、開催しましたセミナーにおきましても規模を縮小した上で開催を行いました。

地 域 貢 献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地域の中小規模事業者や個人の皆様への円滑な資金供給、金融サービスの提供を行っております。

群馬県内全域を営業地区としたスケールメリットを生かして、中小規模事業者をはじめとする地域の皆様へ円滑な資金供給や積極的なコンサルティング機能の発揮、お取引先のニーズを踏まえた十分な金融サービスの提供を行っており、地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない信用組合であり続けたいと考え、役職員一丸となって取り組んでおります。

預金を通じた地域貢献

(1)個人の組合員を対象にした、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

(2)個人の退職金預入について、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

(3)当組合へ年金振込指定をいただいているお客様へ、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

融資を通じた地域貢献

当組合は地域金融機関として、地元中小企業の持続的な発展及び個人のお客様の豊かな生活実現に向け、リレーションシップバンキングの機能強化を徹底し、地元中小企業や個人のお客様に必要な資金を円滑に供給することで、地域経済の発展繁栄に寄与できるよう努めてまいります。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、多くの事業者の方の資金繰りに悪化が見られたことより、県制度資金を中心に円滑な資金供給を実施すると共に、必要に応じて既存融資のリスケジュールによる返済額軽減の実施等、お客様の資金繰りの安定化に努めました。

取引先への支援状況等

融資部の顧客支援グループ（企業支援担当）では、支援先の経営課題の分析・把握、経営課題の解決を図るための方策や経営目標実現のための方策の提案、経営改善計画の策定支援などについて、営業店との連携を図りながら、必要に応じて外部専門家や外部支援機関の協力を得て取り組んでおります。特に、地域経済、雇用環境に与える影響が比較的大きいと考えられる製造業、建設業、旅館業については、業種別担当者を配置し、専門性を踏まえた効率的な支援体制を構築することで、取引先企業の経営改善、再生支援に取り組んでおります。また、コンサルティング能力の向上として、内部講師及び外部講師による研修会の継続的な実施や、外部機関との連携の中で職員の能力の向上を図ると共に、外部機関からの情報収集にも注力して取引先の改善指導に取り組んでおります。

令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響からお客様の資金繰りの安定を図ると共に、ポストコロナ・ウィズコロナといった経済社会の変化を意識した経営改善等の支援に取組みました。

移動金融車「鶴まう号」

当組合は、お客さまの利便性向上のため、移動型店舗の金融車「鶴まう号」の運用をしております。ATMのほか、窓口デスクを搭載しており通常店舗とほぼ同じ業務（一部お取り扱いできないサービスがございます）が行えます。また、災害発生時には、緊急対応車輌として自家発電機やAEDを搭載しており、有事の際に備えております。

移動金融車「鶴まう号」運行予定表

1. 月曜日	藪塚ルート	営業時間　10:30～15:30 営業場所　藪塚支店出張所
2. 火曜日	北軽井沢ルート	営業時間　11:00～14:30 営業場所　北軽井沢住民センター ※北軽井沢支店出張所で営業する場合もあり
3. 水曜日	倉渕ルート	営業時間　10:30～15:00 営業場所　倉渕支店出張所
4. 木曜日	館林ルート	営業時間　11:00～15:00 営業場所　館林支店出張所
5. 金曜日	箕郷ルート	営業時間　10:00～13:00 営業場所　箕郷支店出張所

（令和3年6月現在）

地 域 貢 献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域・業域・職域サービスの充実

(1)カーライフローン「安全運転」の金利優遇対応を実施しています。金利は「安全運転」⇒3.70%、「安全運転プレミアム」⇒3.60%、「安全運転スペシャル」⇒3.30%の3段階で提供しています。また、当組合との取引状況に応じて、最大△0.90%を優遇した2.40%から3.70%の金利対応を行っています。このローンは、飲酒運転撲滅を目的とした「ハンドルキーパー運動」を応援するローンであり、申込者に対してローン契約時に「飲酒運転しま宣言」にサインをいただくことで、交通安全に対する意識を高めていただき、地域から飲酒運転を追放する運動を応援しています。

(2)教育ローンは、スーパー教育ローン「進学応援団」、「進学応援団プレミアム」、「進学応援団スペシャル」の取扱いを実施しています。金利は「進学応援団」⇒3.90%、「進学応援団プレミアム」⇒2.90%、「進学応援団スペシャル」⇒2.60%の3段階で提供しています。利便性の高いカードローン型の教育ローン「チャンスⅡ」の取扱いも行っています。

(3)個人の資金ニーズに、気軽にご利用いただけるフリーローン「チョイス」の取扱を実施しています。金利は5段階（3.3%・5.0%・7.0%・10.0%・14.0%）で提供しています。また、同じフリー系商品である「チェンジフリー」については、令和2年8月17日より取扱を開始し、金利は7段階（3.5%・5.5%・7.5%・9.5%・11.5%・13.5%・14.0%）で提供しています。

(4)リフォームローン「みらい」の取扱いを実施しています。住宅リフォーム全般に対応し、家庭用太陽光発電導入資金にも対応しています。当組合との取引状況に応じて最大△1.30%の金利を優遇した1.65%から2.95%の金利対応商品を提供しています。

(5)職域提携企業の役職員様向け融資商品の取扱いを行なっています。職域目的「進学応援団」・「安全運転」、職域フリー「チョイス」の3商品を当組合と職域提携を締結した企業（法人・個人事業主）の役職員様を対象に優遇金利で提供しています。

(6)住宅ローンは、変動金利選択型（最大優遇金利0.775%）と固定金利選択型（3年固定：1.05%・5年固定：1.15%・10年固定：1.40%）の2つの金利優遇プランを提供しています。

(7)年金無料相談会を実施しました。年金相談を中心とした相談会を年間9回開催しました。

文化的・社会的貢献に関する活動

しんくみいきいき献血運動の実施（毎年実施）

しんくみの日活動の一環として「しんくみ“いきいき献血”運動」を実施しました。

令和2年8月1日から令和2年9月30日の期間で、前橋ハートランド・高崎駅献血ルーム・太田YOU愛など県内献血センターにおいて実施し、各会場で役職員が献血に参加しました。

「しんくみの日」清掃活動の実施

令和2年9月5日に、当組合全営業店の近隣を中心に役職員約273名参加により清掃活動を実施しました。

企業の社会的責任（CSR）について

（1）顧客の組織化とその活動

名　　称	対象者	会員数	活動内容	実　　績
みらい倶楽部連合会	後援会会員	2,948名	講演会・ゴルフ大会など	11月2日（月）　経営管理者練成講座

みらい倶楽部連合会（後援会組織で29支部より構成）においては、会員相互の親睦や情報交換の機会とし、年間行事のもと活動しております。
会員増強及び青年部の未設立店舗においては設立要請を行い、今後は各ブロック単位での活動も行なう方針です。

（2）年金相談会の開催

相 談 会	開催日数	相談件数	備　　考
年金	9回	24件	当組合の営業店を拠点とし、年間9回開催

（3）講演会の開催

講　演　会	開催状況	参加人数	講　演　内　容	開催日
経営管理者練成講座（講師）渋谷和宏氏	連合会青年部主催	174名	中小企業が取り組むべきSDGsとは	11月2日

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

（１）しんくみの日清掃活動の実施（毎年実施）
令和2年9月5日（土）に、店舗周辺の道路において役職員約273名参加により清掃活動を実施しました。

（２）「しんくみの日週間」期間中に来店されたお客様に、日頃の感謝を込めて「花の種」のプレゼントを行いました。

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

（１）個人の組合員を対象にした、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

（２）個人の退職金預入について、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

（３）当組合へ年金振込指定をいただいているお客様へ、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

（４）カーライフローン「安全運転」の金利優遇対応を実施しています。金利は「安全運転」⇒3.70%、「安全運転プレミアム」⇒3.60%、「安全運転スペシャル」⇒3.30%の3段階で提供しています。また、当組合との取引状況に応じて、最大△0.90%を優遇した2.40%から3.70%の金利対応を行っています。このローンは、飲酒運転撲滅を目的とした「ハンドルキーパー運動」を応援するローンであり、申込者に対してローン契約時に「飲酒運転しま宣言」にサインをいただくことで、交通安全に対する意識を高めていただき、地域から飲酒運転を追放する運動を応援しています。

（５）教育ローンは、スーパー教育ローン「進学応援団」、「進学応援団プレミアム」、「進学応援団スペシャル」の取扱いを実施しています。金利は「進学応援団」⇒3.90%、「進学応援団プレミアム」⇒2.90%、「進学応援団スペシャル」⇒2.60%の3段階で提供しています。利便性の高いカードローン型の教育ローン「チャンスⅡ」の取扱いも行っています。

（６）個人の資金ニーズに、気軽にご利用いただけるフリーローン「チョイス」の取扱を実施しています。金利は5段階（3.3%・5.0%・7.0%・10.0%・14.0%）で提供しています。また、同じフリー系商品である「チェンジフリー」については、令和2年8月17日より取扱を開始し、金利は7段階（3.5%・5.5%・7.5%・9.5%・11.5%・13.5%・14.0%）で提供しています。

（７）リフォームローン「みらい」の取扱いを実施しています。住宅リフォーム全般に対応し、家庭用太陽光発電導入資金にも対応しています。当組合との取引状況に応じて最大△1.30%の金利を優遇した1.65%から2.95%の金利対応商品を提供しています。

（８）住宅ローンは、変動金利選択型（最大優遇金利0.775%）と固定金利選択型（3年固定：1.05%・5年固定：1.15%・10年固定：1.40%）の2つの金利優遇プランを提供しています。

（９）年金無料相談会を実施しました。年金相談を中心とした相談会を年間9回開催しました。

中小企業の事業再生

●中小企業再生協議会版資本的借入金を用いた事業再生について

動機

・土木工事を中心とした建設業を営んでいる先において、前代表者時代における経営管理の不足等から慢性的な赤字体質が続き、過剰債務、大幅な債務超過に陥っており、平成30年に赤字脱却のため群馬県中小企業再生支援協議会を活用した暫定計画を策定。新代表による取引先との単価交渉や数値による経営管理等の経営改善に取り組み黒字転換が図れましたが、資金調達面の課題から設備更新にも遅れが見られ、現状では過剰な債務、多額な債務超過からの脱却は難しいものと判断。再生スピードの向上や競争力強化のため、中小企業再生支援協議会版資本的借入金を用いた抜本的な再生を図ることとしました。

取り組み内容

・群馬県中小企業再生支援協議会と数回に亘り協議を実施。当組合はメイン金融機関として再生支援を主導し、群馬県中小企業再生支援協議会及び専門家と協力して再生計画を策定。また、サブ金融機関に対してもリスケの他、資本的借入金の実行について協力を要請、取引金融機関内の調整を行い金融機関全体での協力体制を群馬県中小企業再生支援協議会と共に構築を行いました。

成果

・資本的借入金導入により金利減免効果や資金繰りの安定化が図れたことから、継続的な設備更新も対応できる環境となりました。

・定期的なモニタリングを実施し、業績向上・収益確保体質を構築するために積極的な支援を行ない、計画達成の実現性を高めていくことにより、長期的な企業価値の増大が期待されます。

主な商品の紹介

当組合は、中小規模事業者・勤労者等に対する円滑な資金供給や、積極的なコンサルティング機能の発揮をはじめ、お取引先のニーズを踏まえた各種金融サービスを提供しております。

また、ぐんまみらい信用組合としてスタートし、皆様のご支援のお蔭で10期目の事業年度を迎えることができました。当事業年度も引き続き地域の皆様との“ふれあいを大切”に、地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない、地域に愛される「ぐんまみらい信用組合」を目指し取組んでおります。

■ フリーローン　「チェンジフリー」

自動車購入、教育資金、住宅リフォーム、医療介護費など、お使いみちは自由です。また、お借換えにも対応しますので月々のご返済額軽減も可能です。

・ご融資金額：10万円以上、800万円以内（1万円単位）

・ご融資期間：6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）

スマホはこちらから

■ フリーローン　「チョイス」

お使いみちは自由、審査により最高1,000万円までご融資可能です。

・ご融資金額：10万円以上、1,000万円以下（1万円単位）
　　但し、主婦・アルバイトの方は30万円以下です。
　　※Web完結型は300万円以下となります。

・ご融資期間：10年以内

スマホはこちらから

■ 住宅ローン

変動金利選択型は、当組合お取引状況（給与振込、公共料金2項目以上、カードローン契約、個人向けインターネットバンキング契約等から1項目以上お取引いただける方）によりご利用可能です。また、固定金利選択型は3つの金利プラン（3年固定・5年固定・10年固定）にてご利用可能です。

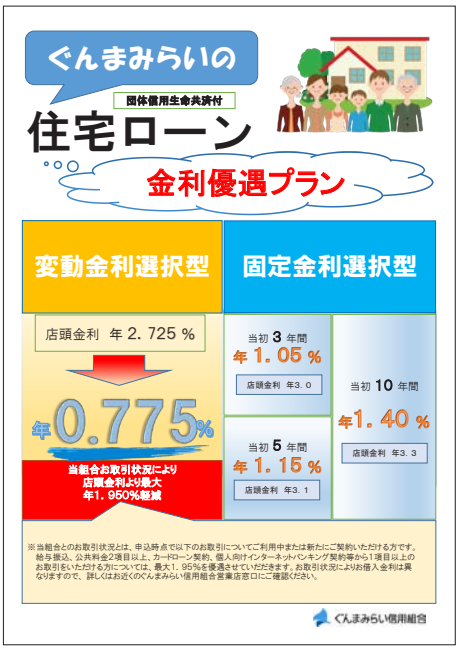

■ 遺言代用信託商品　「しんくみ相続信託」

「しんくみ相続信託」は、オリックス銀行の「かんたん相続信託」の仕組みを応用した、信用組合専用の遺言代用信託です。お客さまからお預かりした資金は、オリックス銀行が運用を行い、年1回配当金をお支払いします。相続発生時には、手続き完了後5営業日程度で、あらかじめ指定された相続人が資金を一括で受け取ることができる商品です。

店舗一覧表

（自動機器設置状況）（令和3年3月末現在）

地区	店名	住所	電話	ATM	ATM稼働時間 平日	ATM稼働時間 土曜・日曜
高崎市	本店	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2301	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	箕郷支店	〒370-3521 高崎市棟高町709	027-371-3552	1台	9:00～18:00	—
	群馬町支店		027-373-6711			
	沖支店	〒370-0086 高崎市沖町122-1	027-343-6053	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	倉渕支店		027-378-3210			
	群南支店	〒370-0035 高崎市柴崎町928	027-352-1122	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	新町支店	〒370-1301 高崎市新町2811	0274-42-1201	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	※1 ※2 吉井支店	〒370-2107 高崎市吉井町池81-1	027-387-2851	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
前橋市	※1 ※2 前橋支店	〒371-0801 前橋市文京町1-31-16	027-223-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	※1 前橋北支店	〒371-0044 前橋市荒牧町1-45-3	027-233-3222	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
	総社支店	〒371-0852 前橋市総社町総社1127-1	027-251-7526	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊勢崎市	東群馬営業部	〒370-0124 伊勢崎市境315-5	0270-74-0630	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	伊勢崎支店	〒372-0024 伊勢崎市下植木町5-8	0270-23-5222	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
太田市	尾島支店	〒370-0401 太田市尾島町537-1	0276-52-1235	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	太田宝泉支店	〒373-0034 太田市藤阿久町613-2	0276-31-4806	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	新田支店	〒370-0321 太田市新田木崎町930-4	0276-56-1414	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	藪塚支店		0277-78-8877			
	高林支店	〒373-0861 太田市南矢島町449-1	0276-38-3111	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	館林支店		0276-73-4515			
沼田市	沼田支店	〒378-0053 沼田市東原新町1836-7	0278-24-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
渋川市	渋川中央営業部	〒377-0008 渋川市渋川1305-13	0279-22-3232	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
	※1 ※2 伊香保支店	〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保560-12	0279-72-3250	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	子持支店	〒377-0203 渋川市吹屋509	0279-25-1515	1台	9:00～18:00	—
	※1 ※2 赤城支店	〒379-1126 渋川市赤城町三原田823-8	0279-56-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	※1 ※3 赤城支店北橘出張所	〒377-0062 渋川市北橘町真壁2321-3	0279-52-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
藤岡市	藤岡支店	〒375-0024 藤岡市藤岡841-5	0274-22-1241	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	※1 ※3 鬼石支店	〒370-1401 藤岡市鬼石392-3	0274-52-3411	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
みどり市	大間々支店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1516	0277-73-2321	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
北群馬郡	吉岡支店	〒370-3603 北群馬郡吉岡町陣場253-2	0279-54-2191	1台	9:00～18:00	—
吾妻郡	中之条支店	〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町甲858-1	0279-75-3003	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	草津温泉支店	〒377-1711 吾妻郡草津町草津丙447-2	0279-88-2644	1台	9:00～18:00	—
	長野原支店	〒377-1304 吾妻郡長野原町長野原192-1	0279-82-2488	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	北軽井沢支店		0279-84-3003			
	嬬恋支店	〒377-1612 吾妻郡嬬恋村大前771-2	0279-96-0531	1台	9:00～18:00	—
	※1 ※2 原町支店	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町原町620-1	0279-68-2731	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
佐波郡	玉村支店	〒370-1132 佐波郡玉村町下新田295-2	0270-65-7272	1台	9:00～18:00	—
本部	高崎本部	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2041			

祝日及び振替休日のATMは休止となります。
※1　9:00～11:30、12:30～15:00の業務取扱時間となります。
※2　月曜日・水曜日・金曜日は営業日となります。
※3　火曜日・木曜日は営業日となります。

店外ATM店

店名	住所	ATM	平日	土曜・日曜
高林支店大泉出張所	〒370-0532 邑楽郡大泉町坂田5−2−1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊勢崎支店伊勢崎北出張所	〒372-0054 伊勢崎市柳原町74−3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊勢崎支店伊勢崎西出張所	〒372-0812 伊勢崎市連取町2354−12	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
藪塚支店出張所	〒379-2304 太田市大原町436−11	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
館林支店出張所	〒374-0041 館林市富士原町1057−7	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
中之条支店四万温泉出張所	〒377-0601 吾妻郡中之条町四万4237−7	1台	9:00～20:00	9:00～17:00
ベイシア吾妻店出張所	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町原町5081	1台	9:00～20:00	9:00～20:00
北軽井沢支店出張所	〒377-1412 吾妻郡長野原町北軽井沢1987−344	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
渋川中央営業部渋川出張所	〒377-0008 渋川市渋川2625−1	1台	9:00～18:00	—
大間々支店新里出張所	〒376-0121 桐生市新里町新川1980−2	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
箕郷支店出張所	〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋310	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
群南支店岩鼻出張所	〒370-1208 高崎市岩鼻町280−1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
群南支店中居出張所	〒370-0852 高崎市中居町4−17−14	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
倉渕支店出張所	〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉399	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
藤岡支店藤岡西出張所	〒375-0053 藤岡市中大塚380−1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00

祝日及び振替休日のATMは休止となります。

地区一覧

群馬県全域　　埼玉県児玉郡神川町　　埼玉県児玉郡上里町

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、＊印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、＊＊印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ …… 2

【概況・組織】

1. 事業方針 …… 3
2. 事業の組織 ＊ …… 3
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）＊ …… 3
4. 会計監査人の氏名又は名称 ＊ …… 3
5. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）＊ …… 34
6. 自動機器設置状況 …… 34
7. 地区一覧 …… 34
8. 組合員の推移 …… 3
9. 子会社の状況 …… 27

【主要事業内容】

10. 主要な事業の内容 ＊ …… 27
11. 信用組合の代理業者 ＊ …… 取扱いなし

【業務に関する事項】

12. 事業の概況 ＊ …… 2
13. 経常収益 ＊ …… 14
14. 業務純益等 ＊ …… 12
15. 経常利益（損失）＊ …… 14
16. 当期純利益（損失）＊ …… 14
17. 出資総額、出資総口数 ＊ …… 14
18. 純資産額 ＊ …… 14
19. 総資産額 ＊ …… 14
20. 預金積金残高 ＊ …… 14
21. 貸出金残高 ＊ …… 14
22. 有価証券残高 ＊ …… 14
23. 単体自己資本比率 ＊ …… 14
24. 出資配当金 ＊ …… 14
25. 職員数 ＊ …… 14

【主要業務に関する指標】

26. 業務粗利益及び業務粗利益率 ＊ …… 12
27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 ＊ …… 12
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 ＊ …… 14
29. 受取利息、支払利息の増減 ＊ …… 12
30. 役務取引の状況 …… 12
31. その他業務収益の内訳 …… 15
32. 経費の内訳 …… 12
33. 総資産経常利益率 ＊ …… 14
34. 総資産当期純利益率 ＊ …… 14

【預金に関する指標】

35. 預金種目別平均残高 ＊ …… 16
36. 預金者別預金残高 …… 16
37. 財形貯蓄残高 …… 16
38. 常勤役職員1人当り預金残高 …… 15
39. 1店舗当り預金残高 …… 15
40. 定期預金種類別残高 ＊ …… 16

【貸出金等に関する指標】

41. 貸出金種類別平均残高 ＊ …… 16
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ＊ …… 16
43. 貸出金金利区分別残高 ＊ …… 16
44. 貸出金使途別残高 ＊ …… 17
45. 貸出金業種別残高・構成比 ＊ …… 17
46. 預貸率（期末・期中平均）＊ …… 15
47. 消費者ローン・住宅ローン残高 …… 16
48. 代理貸付残高の内訳 …… 25
49. 常勤役職員1人当り貸出金残高 …… 15
50. 1店舗当り貸出金残高 …… 15

【有価証券に関する指標】

51. 商品有価証券の種類別平均残高 ＊ …… 取扱いなし
52. 有価証券の種類別平均残高 ＊ …… 16
53. 有価証券種類別残存期間別残高 ＊ …… 16
54. 預証率（期末・期中平均）＊ …… 15

【経営管理体制に関する事項】

55. 法令遵守の体制 ＊ …… 18
56. リスク管理体制 ＊ …… 19.20
    資料編 …… 21.22.23.24.25
57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ＊ …… 18

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 ＊ …… 8.9.10.11.12
59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 ＊ …… 17
    (1) 破綻先債権
    (2) 延滞債権
    (3) 3か月以上延滞債権
    (4) 貸出条件緩和債権
60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ＊ …… 17
61. 自己資本充実の状況（自己資本比率明細）＊ …… 13
62. 有価証券、金銭の信託等の評価 ＊ …… 14.15
63. 外貨建資産残高 …… 25
64. オフバランス取引の状況 …… 14
65. 先物取引の時価情報 …… 14
66. オプション取引の時価情報 …… 取扱いなし
67. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）＊ …… 17
68. 貸出金償却の額 ＊ …… 17
69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について ＊＊ …… 25
70. 会計監査人による監査 ＊ …… 25

【その他の業務】

71. 内国為替取扱実績 …… 27
72. 外国為替取扱実績 …… 25
73. 公共債窓販実績 …… 25
74. 公共債引受額 …… 25
75. 手数料一覧 …… 26.27

【その他】

76. トピックス …… 25
77. 当組合のあゆみ（沿革） …… 3
78. 継続企業の前提の重要な疑義 ＊ …… 該当なし
79. 総代会について ＊＊ …… 6.7
80. 報酬体系について ＊＊ …… 18

【地域貢献に関する事項】

81. 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）＊＊ …… 30.31
82. 地域密着型金融の取組み状況 ＊＊ …… 32
83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 ＊ …… 28.29
84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について ＊＊ …… 29
85. 地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けて …… 4.5

ぐんまみらい信用組合　SNS公式アカウント

● Instagramアカウント

QRコードからアクセス

URLからアクセス
https://www.instagram.com/gunma.mirai/

● Facebookアカウント

QRコードからアクセス

URL からアクセス
https://m.facebook.com/2149gunmamirai/

地域と共に、みらいを育むパートナー

ぐんまみらい信用組合

〒370-0824　群馬県高崎市田町125
TEL:027-322-2041
http://www.skibank.co.jp/gunmamirai/